

弘前市障がい者・障がい児施策推進計画（素案）

令和3年度－令和8年度

（弘前市障がい者計画）

（弘前市障がい福祉計画第7期計画）

（弘前市障がい児福祉計画第3期計画）

令和5年12月

弘 前 市

目 次

第Ⅰ章 総 論

第Ⅰ節 計画の基本的な考え方	1
第Ⅰ 計画策定の背景	1
第2 計画の性格・位置づけ等	3
(1)計画の性格・位置づけ	
(2)計画期間	
(3)他計画との関係性	
第3 これまでの計画の取組状況	5
(1) 弘前市障がい者計画の取組状況	
(2) 弘前市障がい福祉計画第6期計画及び弘前市障がい児福祉計画第2期計画の取組状況	
第4 アンケート調査の結果	9
第5 計画の基本理念(めざす姿)	21
第6 計画の目標	21
第7 目標値の設定	23
第8 計画の推進	25
第2節 障がい者の状況	26
第1 身体障がい者の状況	26
第2 知的障がい者の状況	28
第3 精神障がい者の状況	29
第4 発達障がい者の状況	30

第5 難病患者等の状況	31
第2章 各論	
第1節 保健・医療の充実	32
第1 障がいの予防	
第2 早期発見、療育体制の充実	
第3 医療・リハビリテーションの充実	
第4 精神保健施策の充実	
第2節 福祉サービスの充実	36
第1 自己決定の尊重と意思決定の支援	
第2 一元的な障害福祉サービスの実現	
第3 地域生活への移行、継続の支援、就労支援等の課題に 対応したサービス提供体制の整備	
第4 地域共生社会の実現に向けた取り組み	
第5 障がい児の健やかな成長のための発達支援	
第6 障害福祉人材の確保	
第3節 教育の充実	44
第1 特別支援教育の充実	
第2 共生社会に向けた教育基盤の確立	
第3 社会教育の充実	
第4節 雇用・就労の促進	47
第1 雇用の促進	

第2 障がい者の就労支援	
第5節 生活環境の整備	52
第1 公共空間等の整備	
第2 防犯・防災対策の充実	
第6節 啓発・広報の充実	54
第1 啓発・広報活動の推進	
第2 ボランティアの人材確保と活動への参加促進	
第3 障がい者の差別の解消及び権利擁護支援の推進	
第4 情報バリアフリー化と多様なコミュニケーション手段の確保の推進	
第5 「弘前市手話言語条例」の施策の推進	
第7 節 スポーツ・文化芸術活動への参加促進	60
第1 スポーツ活動の充実	
第2 レクリエーション、文化芸術活動への参加促進	
第3章 施策・事業集	62
第4章 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込	
<第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画>	
第1節 実施する事業の内容	80
第2節 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込	85
参考資料	90

第 | 章 總 論

第Ⅰ節 計画の基本的な考え方

第Ⅰ 計画策定の背景

(Ⅰ) 国の動向

我が国は、平成26年1月「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准し、同年2月に国内において効力を生じました。この条約は、全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

障害者権利条約の批准に向けた国内法令の整備が進められてきました。

平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる「社会モデル」の考え方や、障がい者に対する「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

平成24年6月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正され、障害者基本法の改正を踏まえた基本理念が掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直し等が行われました。

平成25年6月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、また「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止等が定められ、いずれも平成28年4月に施行されました。

その他「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等も制定されました。

こうした中、平成30年3月に国の障害者基本計画（第4次）が策定され、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが基本理念として掲げられ、11の施策分野で着実に取組が進められてきたところです。

令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定され、同法の規定の趣旨を踏まえ、令和5年3月に国の障害者基本計画（第5次）が策定されました。

(2) 本市のこれまでの取組

対象年月	取組
昭和54・55年	国の障害者福祉都市の指定を受ける。
昭和57年	弘前市心身障害者対策協議会の答申に基づき各種の障がい者施策を開発する。
平成10年	「弘前市障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業総合基本計画」を策定し、道路その他の公共施設など都市基盤のバリアフリー化に努める。
平成12年	「弘前市障害者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「バリアフリー社会」の考え方に基づいた社会の実現を基本理念として掲げるとともに、保健・医療、福祉、教育、雇用などの分野における具体的な施策等を定める。
平成14年	相馬村で障害者計画を策定する。
平成15年	岩木町で障害者計画を策定する。
平成20年3月	計画期間を平成20年度から27年度までの8年間とする本市における障がい者施策の基本的な指針となる「弘前市障害者計画」を策定する。
平成26年3月	高齢者や障がい者をはじめとする、すべてのひとが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境の整備を目指し、住民に身近な行政課題に、市が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸問題に取り組むことを明記した、やさしい街「ひろさき」づくり計画が策定される。
平成30年3月	障がい児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする新たな「弘前市障がい福祉計画第5期計画」と「障がい児福祉計画第1期計画」を一体のものとして策定する。
令和元年	地域の新たな最上位計画として「弘前市総合計画」が策定される。
令和3年3月	「弘前市障がい者計画」、「弘前市障がい福祉計画第6期計画」及び「弘前市障がい児福祉計画第2期計画」を一体のものとする「弘前市障がい者・障がい児施策推進計画」を策定する。計画期間は、令和3年から令和8年度までの6年間とする。
令和6年3月	「弘前市障がい者・障がい児施策推進計画」における「弘前市障がい者計画」の中間見直しを実施する。また、「弘前市障がい福祉計画第7期計画」及び「弘前市障がい児福祉計画第3期計画」を策定する。

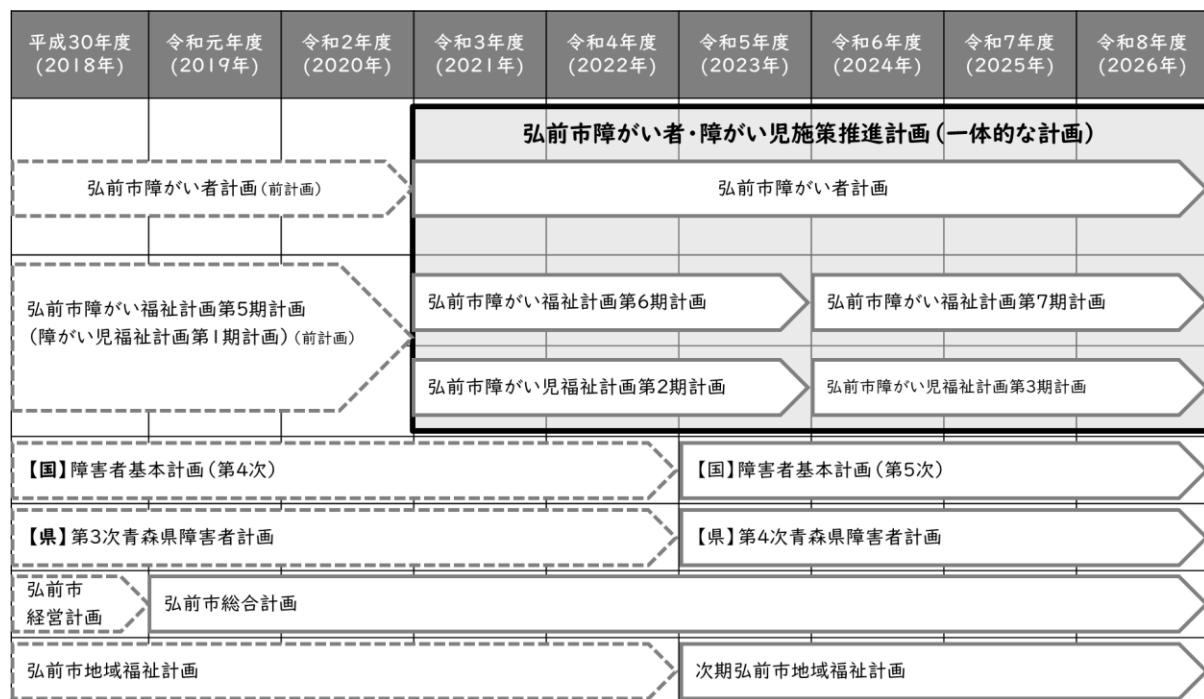
第2 計画の性格・位置づけ等

(1) 計画の性格・位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づき、当市における障がい者施策の基本的な指針として位置づけられ、保健・医療、福祉サービス、教育、雇用・就労、生活環境、啓発・広報、スポーツ・文化活動の7分野における現状と課題を整理し、障がい者の自立した生活と社会参加を促進するための施策の展開等を図るために策定した「弘前市障がい者計画」と、児童福祉法の改正により障害児福祉サービスの見込量等を定める「障がい児福祉計画」を含めた一体的な計画として、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して策定した「弘前市障がい福祉計画」の3つの性質を持つ計画で、当市における障がい者施策の基本的な考え方や具体的な推進方策及び達成すべき障害福祉サービス等の目標値を明らかにしたものです。

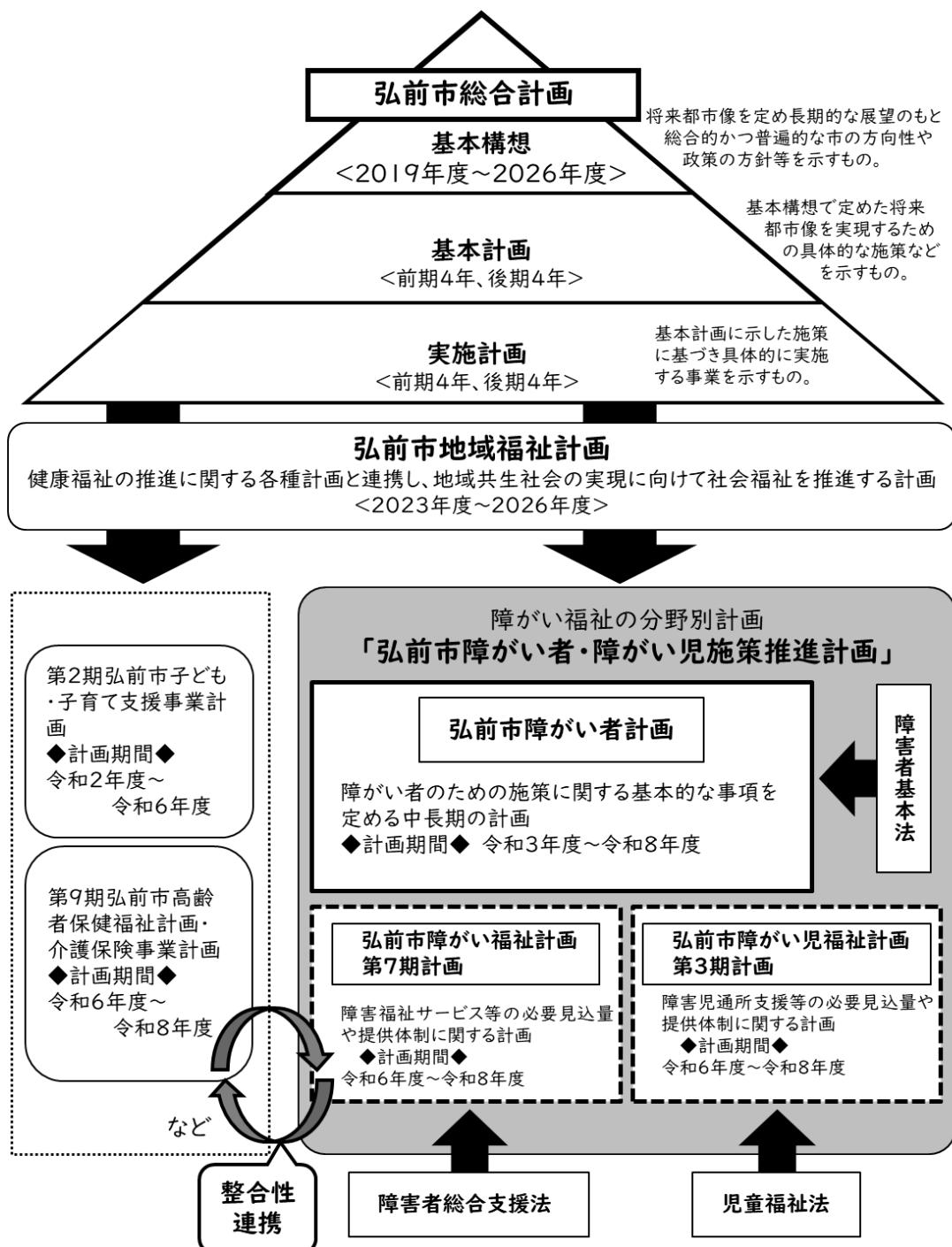
(2) 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としておりますが、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については3年ごとの策定が義務付けられていることから、令和5年度に改訂を行い、それに併せて全体の中間見直しを行いました。



(3) 他計画との関係性

この計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」及び県の「第4次青森県障害者計画」を基本とするもので、「弘前市総合計画」及び「弘前市地域福祉計画」、「第2期弘前市子ども・子育て支援事業計画」、「第9期弘前市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」その他の関連計画と整合性を図り、連携して取り組みます。



第3 これまでの計画の取組状況

(1) 弘前市障がい者計画の取組状況

①全体的な取組状況

「弘前市障がい者計画（2016～2020）」（前計画）は、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とし、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、当市における障がい者施策の基本的な指針として位置づけられ、保健・医療、福祉サービス、教育、雇用・就労、生活環境、啓発・広報、スポーツ・文化活動の7分野における現状と課題を整理し、障がい者の自立した生活と社会参加を促進するための施策の展開等を図る計画として策定したものです。

前計画では、今後実施すべき223項目の具体的取組を掲げており、計画の着実な推進に取り組んできた結果、185項目（82.9%）が予定（計画）どおり実施した、26項目（11.7%）がおおむね予定（計画）どおり実施した、そして、12項目（5.4%）が予定（計画）どおり実施できなかった、となっています。

各 節	取組 項目数	取組状況		
		予定（計 画）どおり 実施した	おおむね 予定（計 画）どおり 実施した	予定（計 画）どおり 実施できな かった
第1節 保健・医療の充実	42	34	7	1
第2節 福祉サービスの充実	79	63	8	8
第3節 教育の充実	24	22	1	1
第4節 雇用・就労の促進	14	12	1	1
第5節 生活環境の整備	17	12	5	0
第6節 啓発・広報の充実	28	24	3	1
第7節 スポーツ・文化活動への参加促進	19	18	1	0
計	223	185	26	12

(2) 弘前市障がい福祉計画第6期計画及び弘前市障がい児福祉計画第2期 計画の取組状況

①計画の概要

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針や本市の実情等を踏まえた上で「成果目標」を設定するとともに、目標を達成するため、障害福祉サービス等の必要な見込量及びその確保の方策を定めるものです。

②進捗状況

○ 施設入所者の地域生活への移行

- ・令和元年度末時点における施設入所者（262人）の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行することを目指します。→令和4年度末実績2人
- ・令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを目指します。→令和4年度末実績252人(△10人)

項目	令和5年度末目標	令和4年度末実績
地域生活移行者数	41人(6.1%)	2人(0.7%)
入所施設利用者の減少見込数	5人(1.9%)	10人(3.8%)

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

そこで、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域の保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を年3回開催します。

→弘前市地域自立支援協議会に地域移行専門部会を設置（令和2年8月）

令和3年度：1回実施、令和4年度：0回実施※

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見送り。

○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

→**地域生活支援拠点等事業所登録数：6事業所**

○ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績(8人)の1.27倍以上にすることを目指します→達成
- ・令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数を令和元年度末実績(31人)から2割以上増加することを目指します。
- ・就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、令和5年度末までに全体の5割以上とすることを目指します。
- ・令和5年度における就労移行支援等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とし、就労定着支援事業所については、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

項目	令和5年度末 目標	令和4年度末 実績
令和5年度中における年間一般就労移行者数	11人	25人
就労移行支援事業の利用者数	38人	46人

○ 障がい児支援のサービス提供体制の整備等

・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを目指します。

→**主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所なし**

放課後等デイサービス事業所 令和3年8月 1事業所開設

・令和3年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。

→**津軽地域医療的ケア児支援体制検討会議を設置（青森県 平成31年3月）**

弘前市地域自立支援協議会に医療的ケア児専門部会を設置（令和2年8月）

○ 障害福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

○障がい者の社会参加を支える取組

- ・障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援が必要です。特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の發揮及び社会参加の促進を図ります。
- ・読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

第4 アンケート調査の結果

当市では、障がい者福祉施策を推進するため、「弘前市障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）及び「弘前市障がい福祉計画第7期計画（障がい児福祉計画第3期計画）（令和6年度～8年度）」の策定のための基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

（I）障がい者福祉に関するアンケート調査結果の概要

- 調査対象者：弘前市に在住する心身障がい者 1,005人（無作為抽出）
全数 11,750名（令和5年6月30日現在の手帳所持者、障害福祉サービス等の利用者等）
- 調査期間：令和5年6月28日（水）～7月12日（水）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査票の回収状況：配布数 1,005件、回収数 439件（回収率 43.68%）

	1級・A	2級・B	3級	4級	5級	6級外	計	構成比
身体障がい者	2,195	1,074	1,142	1,842	290	416	6,959	65.7
知的障がい者	618	996					1,614	15.3
精神障がい者	437	1,299	278				2,014	19.0
計	3,250	3,369	1,420	1,842	290	416	10,587	100.0

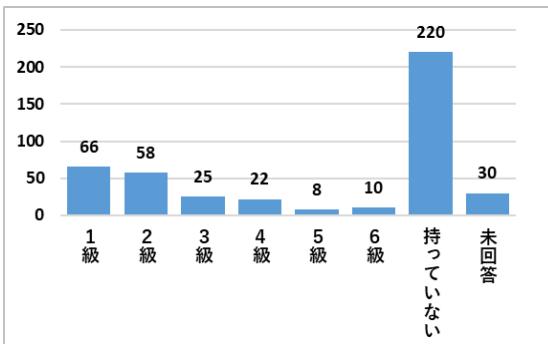
グループ	身体障害者手帳	愛護手帳	精神障害者保健 福祉手帳	児童通所 サービス	自立支援医療 (精神通院)	計		
① 0～6歳	対象者数	24	56	3	75	2		
	抽出数	19	44	2	58	2		
	割合(%)	15.20	35.20	1.60	46.40	1.60		
② 7～17歳	対象者数	80	215	57	384	44		
	抽出数	13	34	9	62	7		
	割合(%)	10.40	27.20	7.20	49.60	5.60		
③ 18～29 歳	対象者数	111	380	219		130		
	抽出数	17	56	33		19		
	割合(%)	13.60	44.80	26.40		15.20		
④ 30代	対象者数	142	245	297		126		
	抽出数	21	37	48		19		
	割合(%)	16.80	29.60	38.40		15.20		
⑤ 40代	対象者数	265	212	419		175		
	抽出数	31	25	49		20		
	割合(%)	24.80	20.00	39.20		16.00		
⑥ 50代	対象者数	554	163	439		200		
	抽出数	51	15	41		18		
	割合(%)	40.80	12.00	32.80		14.40		
⑦ 60～64 歳	対象者数	461	56	195		80		
	抽出数	72	9	31		13		
	割合(%)	57.60	7.20	24.80		10.40		
⑧ 65歳以上	対象者数	5,004	122	461		349		
	抽出数	105	2	11		7		
	割合(%)	84.00	1.60	8.80		5.60		
合計	対象者数	6,641	1,449	2,090	459	1,106		
	抽出数	329	222	224	120	105		
	割合(%)	32.90	22.20	22.40	12.00	10.50		
							11,745	100.0

難病で障害福祉サービスを受給している5名に対してもアンケート調査を実施する。発送人数は、合計で 1,005 名。

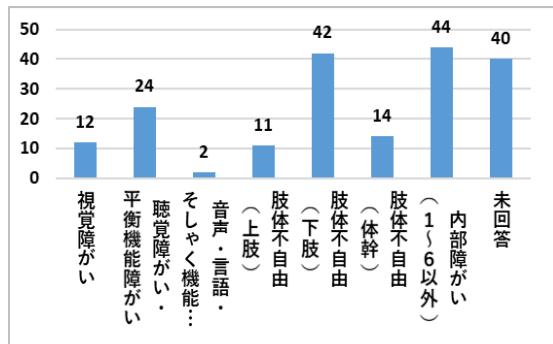
●調査結果（一部抜粋）

① 障がいの状況について

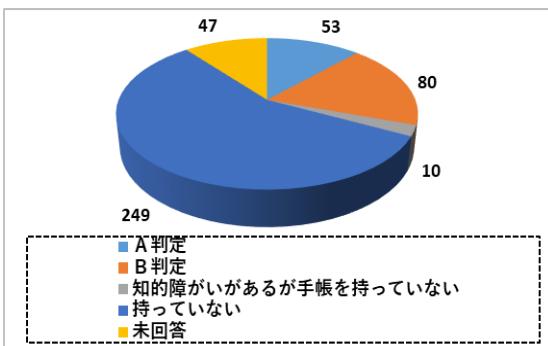
身体障害者手帳所持



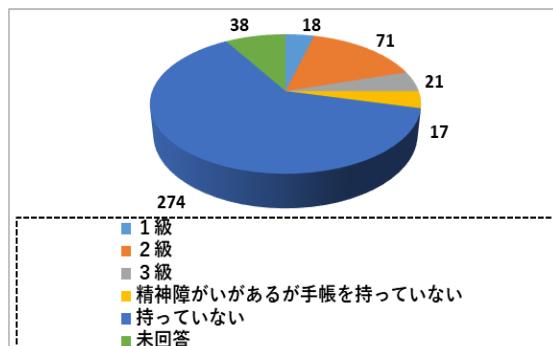
障がい部位 (身体手帳所持者は189人)



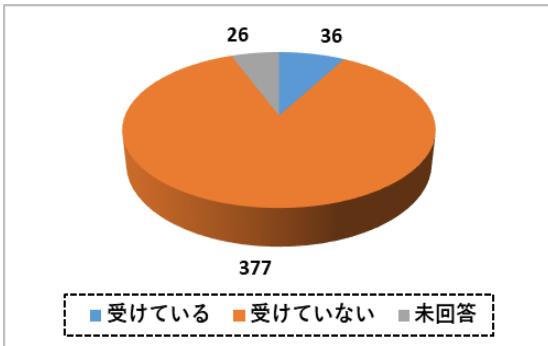
愛護手帳所持



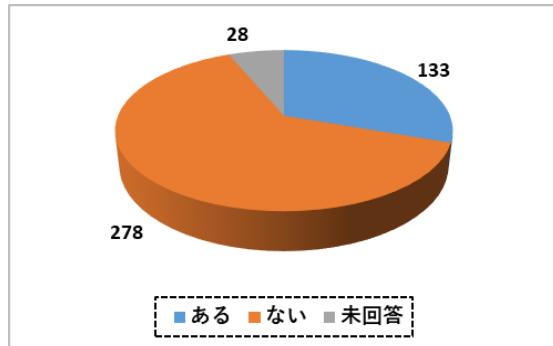
精神障害者保健福祉手帳所持



難病（指定難病）認定



発達障がい診断



高次脳機能障がい診断

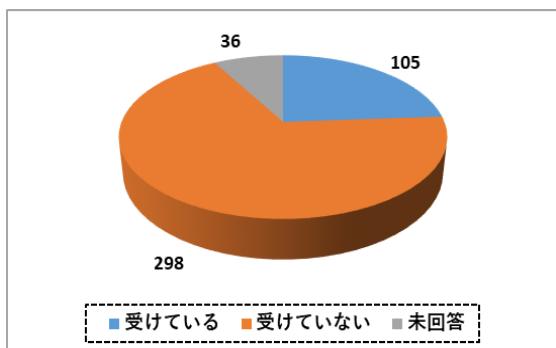


診断された障がい部位

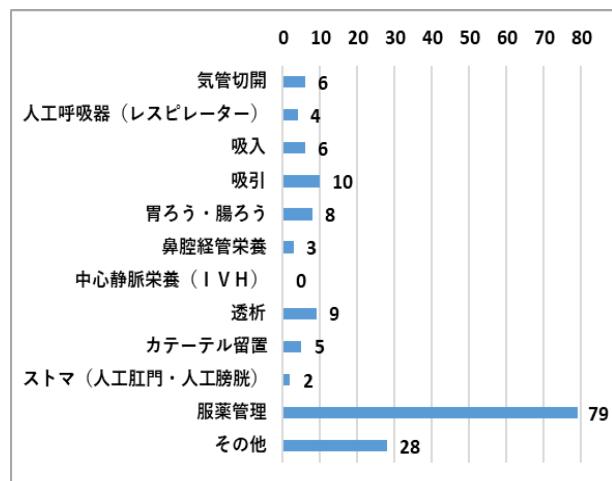


※ 高次脳機能障がいとは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいなどを指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状があります。

医療的ケア

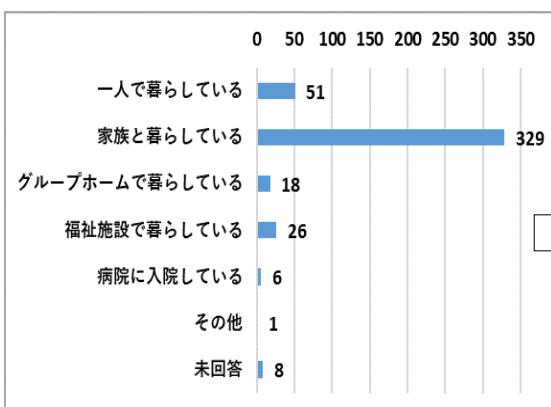


受けているケアの種類

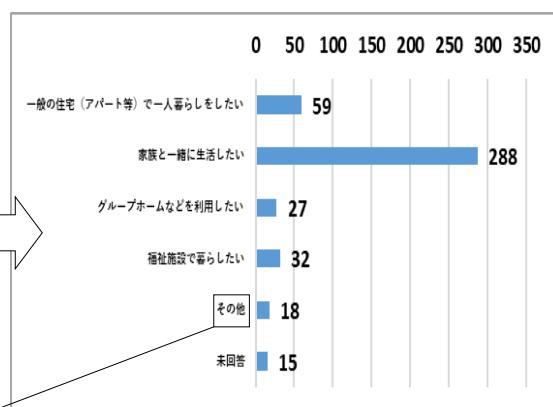


② 住まいや暮らしについて

現在の暮らし



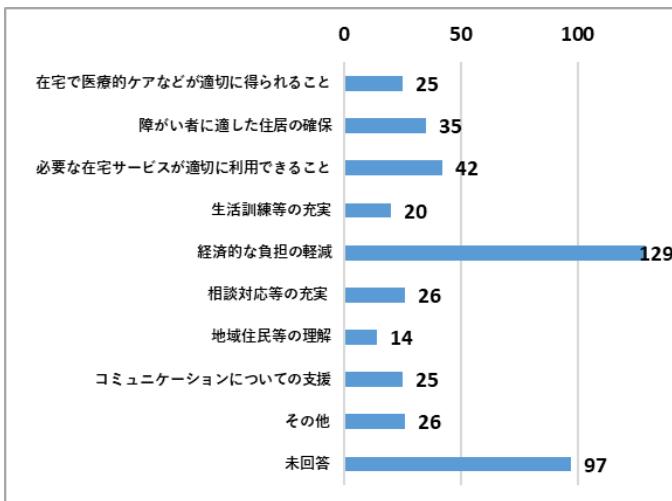
3年後の暮らし



【その他】

- ・今と変わらないと思う。
- ・ちょっと考え中です…。
- ・今、住んでいる場所で良い。
- ・別に展望はない
- ・今まで良い
- ・病院にて療養
- ・現在のまま
- ・特に考えていない
- ・将来に向けてグループホームの空きを待っている

希望する暮らしをするために必要な支援

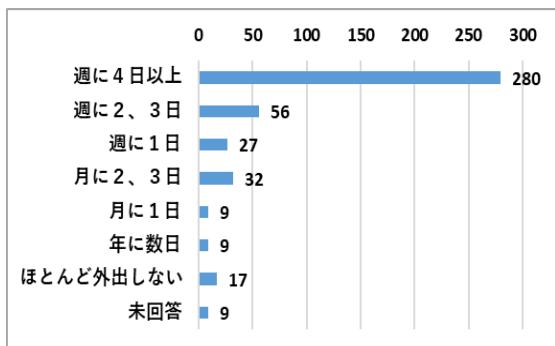


【その他】

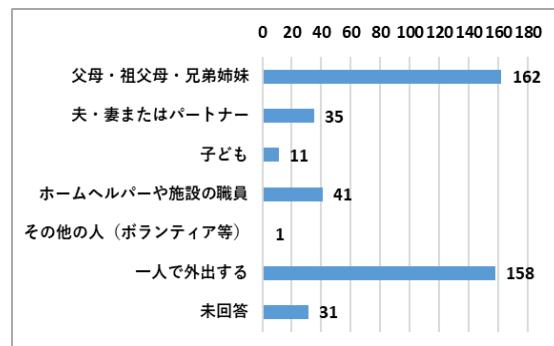
- ・通院のつきそい
- ・生活への支援(買い物)
- ・食事 料理も毎日は無理
- ・元気であれば何も求めない
- ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・公共交通機関の充実
- ・小学校の先生の知識や理解の充実

③ 日中活動や就労について

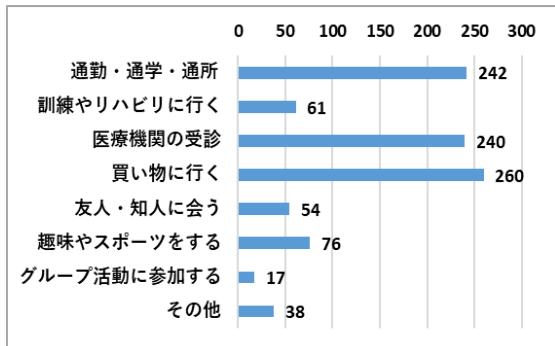
外出頻度



外出時の同伴者



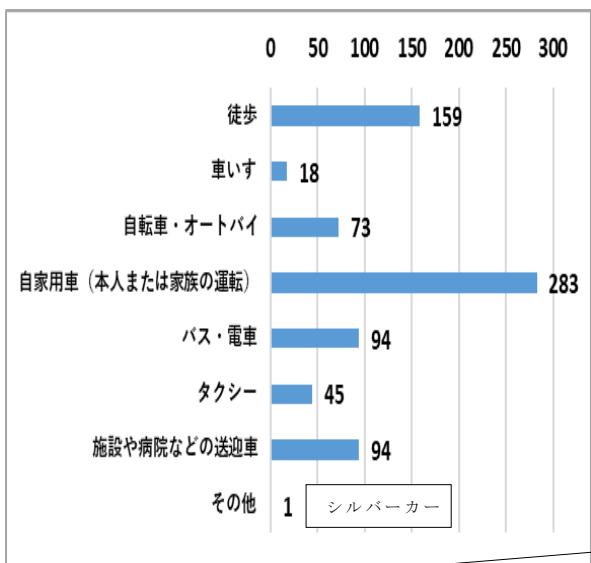
外出目的



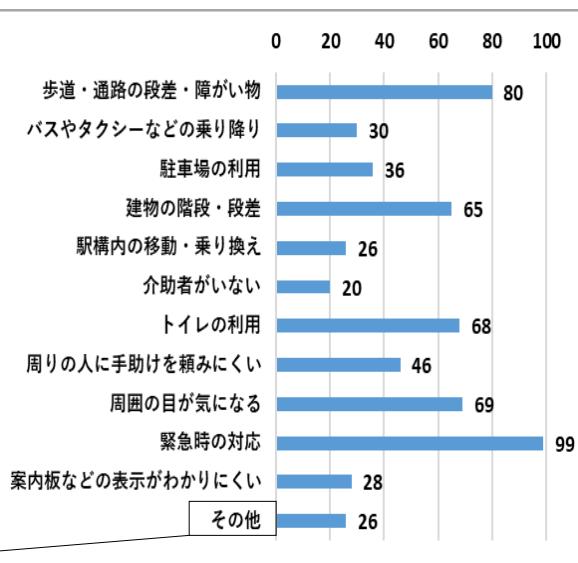
【その他】

- ・散歩(複数回答)
- ・就職活動
- ・旅行
- ・飲食(複数回答)
- ・美容院
- ・仕事(複数回答)
- ・公園に遊びに行く
- ・ひまつぶし
- ・娘の送迎
- ・デイサービス持て来もらう
- ・庭木の手入れ、管理
- ・行政機関、銀行など
- ・買い物
- ・デイサービス'(複数回答)
- ・ショートステイに行く
- ・畠仕事
- ・移動支援
- ・温泉

外出時の交通手段



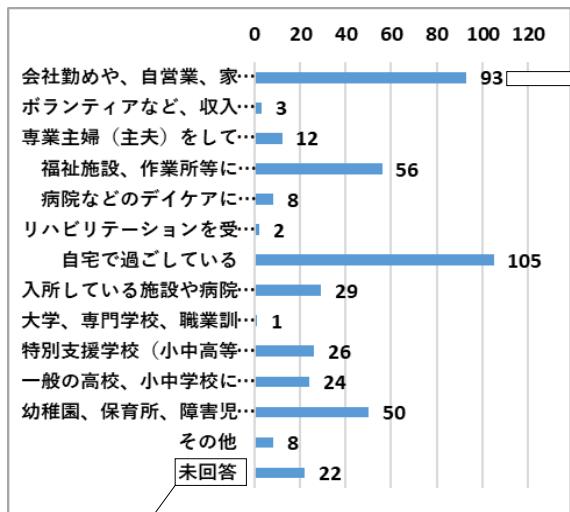
外出時の困り感



【その他】

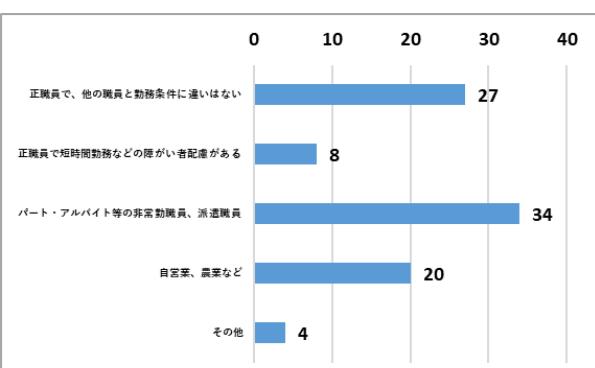
- ・音声案内が聞こえない
- ・自家用車からの移動なので特にこまる事はない・バスの本数が少ないので時間を気にします。
- ・持病があるので大変になると思う（気を失う）
- ・歩行
- ・雪
- ・コミュニケーション
- ・有料道での対応
- ・高額なタクシー料金（複数回答）
- ・理解されずにじやまもの扱いされた。
- ・道路が汚ないと思うこと
- ・バスの本数が少ない
- ・運転・外出時に集中力が突然切れる。
- ・冬の雪道が大変で歩けない、移動できない
- ・放送の音
- ・人が多いとパニックになる
- ・市内からの遠隔地の為、バス、タクシー等の利用が不便
- ・音や光に過敏である。
- ・何を言われるかわからない
- ・柔軟なタクシー料金
- ・自動車で行き先がわからなくなる
- ・移動時に荷物が多い
- ・字が読めない
- ・ベットからの移動が大変
- ・外出時の準備など
- ・意思疎通
- ・寝たままオムツ変える人の事を考えてる場所がない 市役所ですら
- ・ストーブや火の元、施錠確認が心配で時間がかかり、なかなか出発できない。

日中の過ごし方



勤務形態

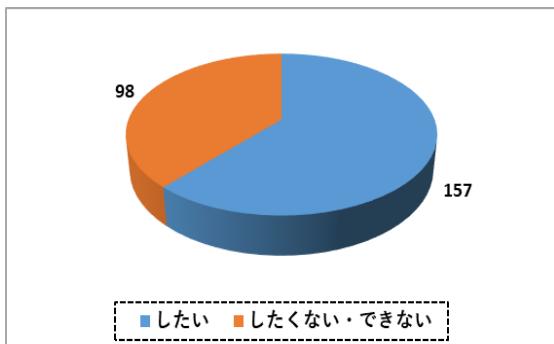
（問「日中の過ごし方」で「会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」を選択：93人）



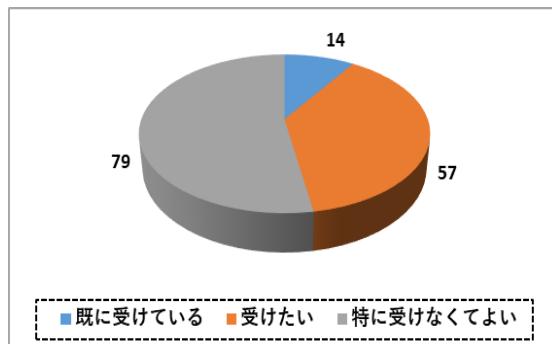
【その他】

- ・食料の買い出しや老人ホームにいる親に会いに行く
- ・美術館、博物館見学
- ・農業手伝い
- ・家業（農業）の手伝い
- ・パート
- ・スポーツジムに通っている。
- ・透析（しない時、主に買い物などの外出）
- ・在宅の仕事

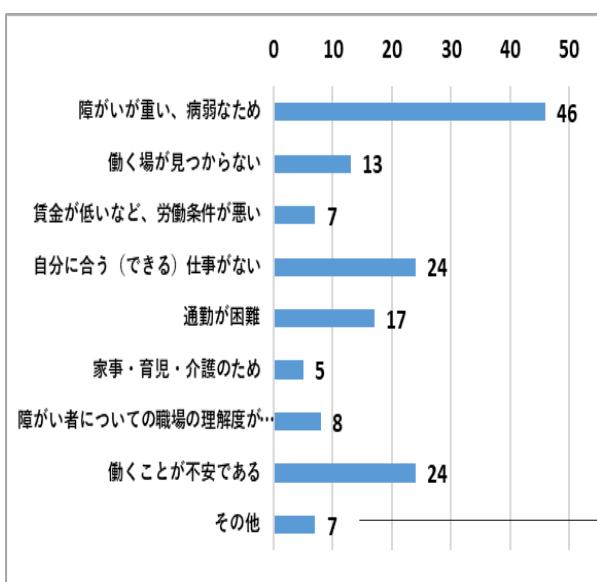
今後収入を得る仕事をしたいか



仕事をするために職業訓練を受けたいか



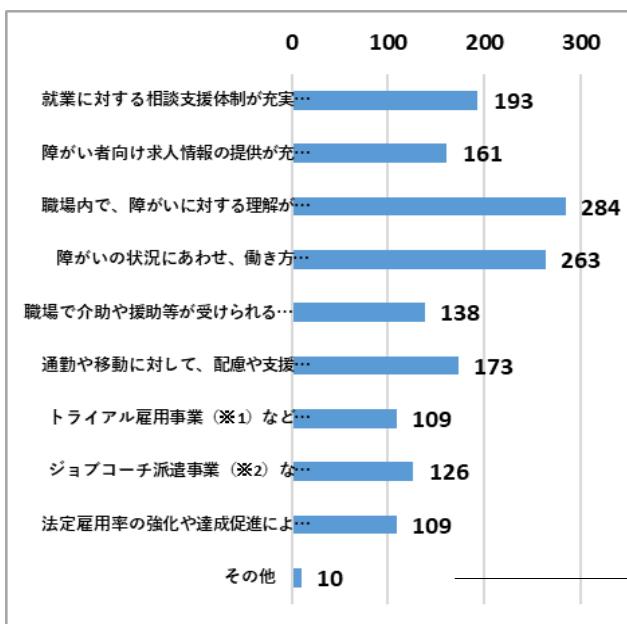
仕事をしたくない・できない理由



【その他】

- ・いつ発作が起きるか不安。365日24H高温、高温、パーシャル温度帯の時発作よくてる。
- ・身体的、精神的 既に25年働いて作業所に移ったため就労の予定はない
- ・足が悪い
- ・やる気がでない

障がいのある方が就労するために必要な配慮

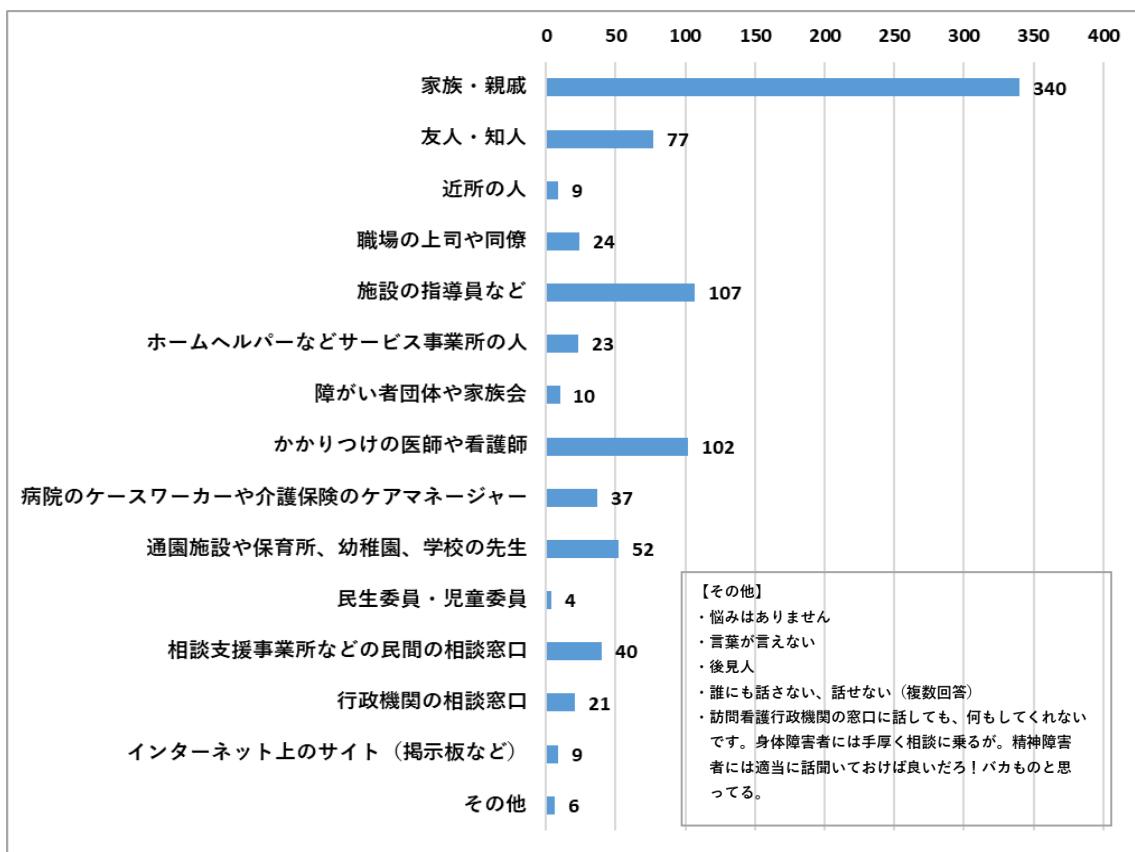


【その他】

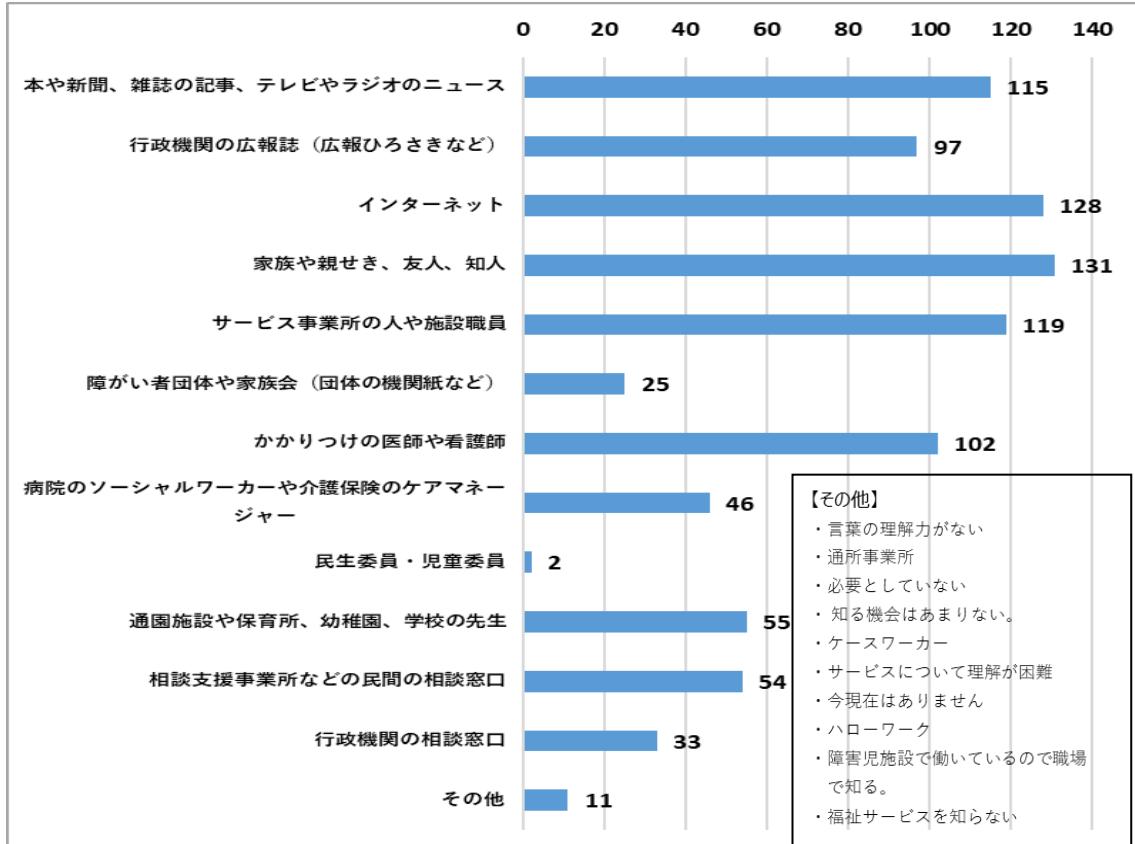
- ・トイレや更衣室などの整備
- ・受け入れてさえいればよいのではなく、イジメや疎外、就業してでの不安や困ったことを即座に対応できなければ意味がない
- ・精神障害者を小馬鹿にする。所長、スタッフ、相談員などの人間形成がまず必須だ。
- ・酷い奴が多過ぎだ。長いものにも巻かれない
- ・相談員が誰一人いない。所長に物申す奴がない。

④ 相談相手などについて

悩んでいることを相談する相手



障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得



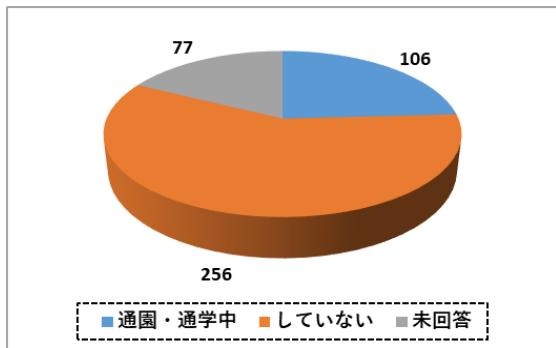
⑤ 障害福祉サービスなどについて

現在利用しているサービス及び今後利用したいサービス

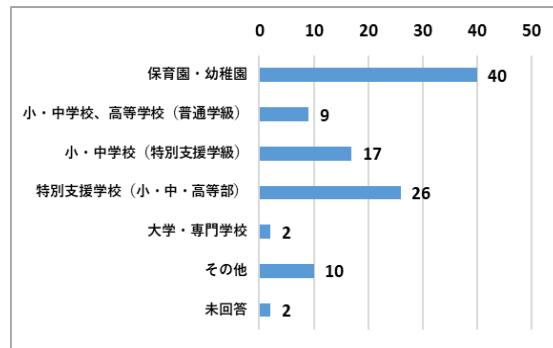
		利用状況		利用の意向		
		利用している	利用していない	利用したい	利用の予定はない	わからない
訪問系サ ー ビ ス	①居宅介護（ホームヘルプ）	14	347	20	227	53
		3.9	96.1	6.7	75.7	17.7
	②重度訪問介護	6	350	16	240	48
		1.7	98.3	5.3	78.9	15.8
	③行動援護	9	342	24	216	60
		2.6	97.4	8.0	72.0	20.0
	④同行援護	2	345	15	240	47
		0.6	99.4	5.0	79.5	15.6
	⑤重度障害者包括支援	4	346	17	225	54
		1.1	98.9	5.7	76.0	18.2
日中活動系サ ー ビ ス	⑥短期入所	8	344	42	208	56
		2.3	97.7	13.7	68.0	18.3
	⑦生活介護	26	330	32	205	56
		7.3	92.7	10.9	70.0	19.1
	⑧療養介護	3	346	17	215	60
		0.9	99.1	5.8	73.6	20.5
	⑨自立訓練（機能訓練・生活訓練）	28	330	35	181	75
		7.8	92.2	12.0	62.2	25.8
	⑩自立訓練（宿泊型）	1	347	25	204	68
		0.3	99.7	8.4	68.7	22.9
	⑪就労移行支援	12	340	35	191	76
		3.4	96.6	11.6	63.2	25.2
	⑫就労継続支援（A型）	14	332	34	196	67
		4.0	96.0	11.4	66.0	22.6
	⑬就労継続支援（B型）	32	324	37	192	66
サ ー ビ ス 系 統		9.0	91.0	12.5	65.1	22.4
	⑭就労定着支援	7	341	23	199	71
		2.0	98.0	7.8	67.9	24.2
	⑮自立生活援助	9	344	33	196	65
		2.5	97.5	11.2	66.7	22.1
サ ー ビ ス 系 統	⑯施設入所支援	22	336	15	214	55
		6.1	93.9	5.3	75.4	19.4
	⑰共同生活援助（グループホーム）	18	337	33	199	67
		5.1	94.9	11.0	66.6	22.4
地域相談支援サービス	⑱計画相談支援	114	247	63	133	65
		31.6	68.4	24.1	51.0	24.9
	⑲地域移行支援	6	345	19	194	80
		1.7	98.3	6.5	66.2	27.3
	⑳地域定着支援	2	347	25	183	86
		0.6	99.4	8.5	62.2	29.3
地域生活支援サービス	㉑相談支援	72	286	84	127	72
		20.1	79.9	29.7	44.9	25.4
	㉒移動支援	22	329	37	185	69
		6.3	93.7	12.7	63.6	23.7
	㉓日中一時支援	34	318	38	183	61
		9.7	90.3	13.5	64.9	21.6
	㉔地域活動支援センター	14	336	36	171	88
		4.0	96.0	12.2	58.0	29.8
児童通所サービス	㉕意思疎通支援事業	4	346	12	229	53
		1.1	98.9	4.1	77.9	18.0
	㉖訪問入浴サービス事業	4	341	13	221	54
		1.2	98.8	4.5	76.7	18.8
児童通所サービス	㉗児童発達支援	55	270	42	185	34
		16.9	83.1	16.1	70.9	13.0
	㉘医療型児童発達支援	4	314	6	223	37
		1.3	98.7	2.3	83.8	13.9
	㉙放課後等デイサービス	52	275	59	174	29
		15.9	84.1	22.5	66.4	11.1
	㉚保育所等訪問支援	11	302	18	210	31
		3.5	96.5	6.9	81.1	12.0
	㉛居宅訪問型児童発達支援	2	312	7	223	33
		0.6	99.4	2.7	84.8	12.5
	㉜福祉型児童入所施設	2	310	5	218	42
		0.6	99.4	1.9	82.3	15.8
	㉝医療型児童入所施設	3	310	6	218	41
		1.0	99.0	2.3	82.3	15.5

⑥ 教育・就学について

通園・通学について

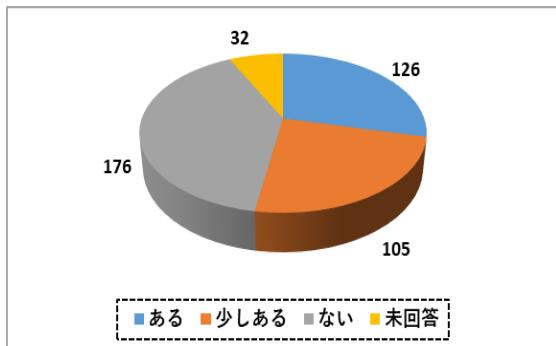


通園・通学している所

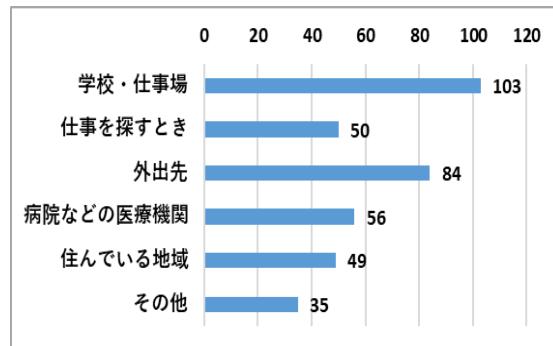


⑦ 権利擁護について

差別や嫌な思いをしたこと

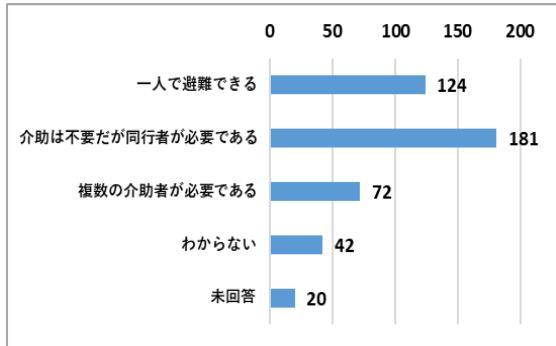


どこで

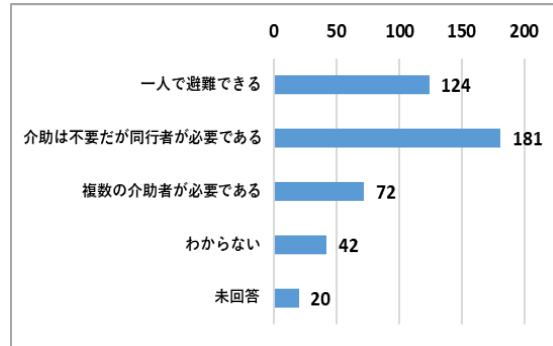


⑧ 災害時(火事や地震、風水害など)の避難等について

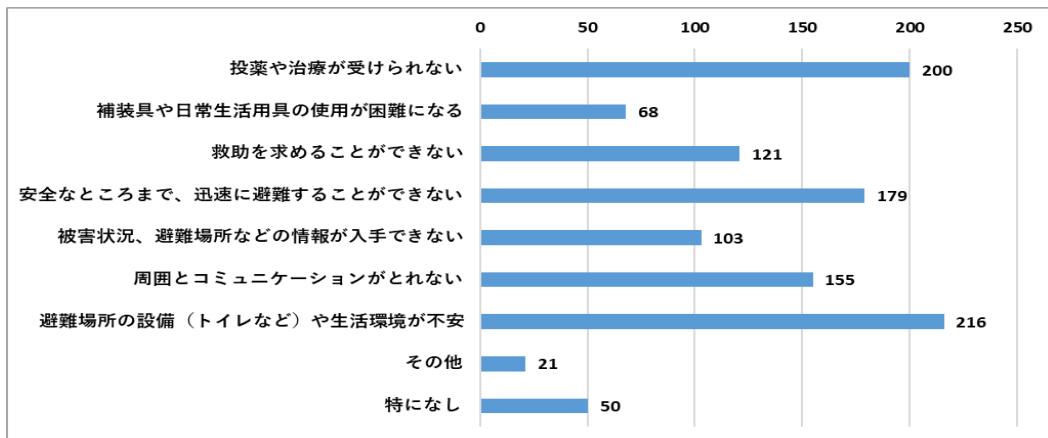
災害時に避難できるか



近所に助けてくれる人がいるか

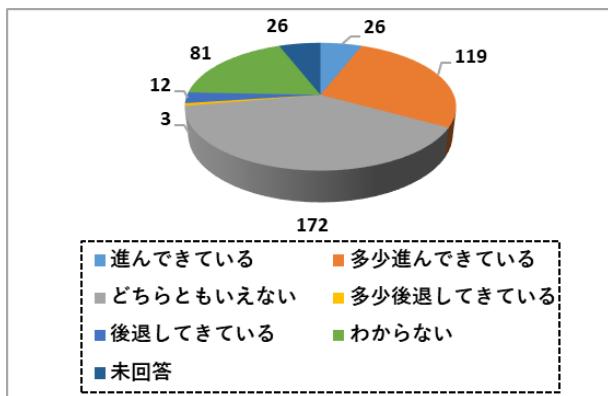


災害時に困ること

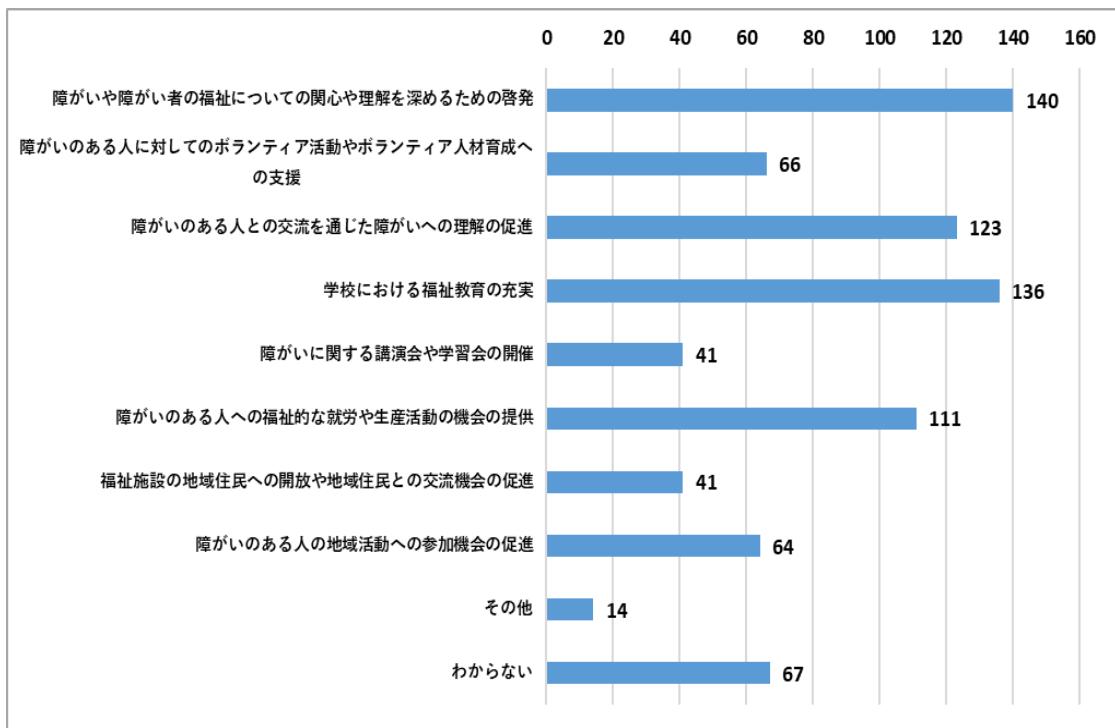


⑨ 地域福祉や障がいへの理解について

「障がい」に対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいるか



「障がい」に対する市民の理解を深めるために必要なこと



⑩ 自由意見について

- ・障害者自身および家族は必要にせまられて始めて福祉施策など理解していくものだろう。もう少し広く周知できたらいいと思う。そこから新しい発見や発展が見られるかも知れない。
- ・さまざまな施設、建物の駐車場に障害者用があり助かっていますが、健常者の方が平気で駐車しているのをよく見かけます。その時は、長い距離を歩く時もあり、苦しくなります。
- ・本当に利用したい障がい福祉サービスに、空きを待たずに利用できるようにして欲しい。
- ・市でペアレント・メンターを増やしたり、ペアレント・トレーニングを気軽に受けられる場がほしい。障がいをもつ子の親同士が交流できるイベントがたくさんあればいいなと思う。
- ・放課後等デイサービスの施設を増やしてほしい。
- ・利用出来る施設が少なく、就労するのも難しいです。もう少し利用出来る施設を増やして欲しいです。
- ・新型コロナウイルスワクチン接種対応医療機関一覧表に予約受付電話番号等記載されておりますが、聴覚障がい者は電話のやり取りができません。このようにどこにいっても電話番号のみです。安心して生活できるまちだと思えません。聴覚障がい者でも、連絡しやすいとかあったらいいと思います。(※メール等)
- ・保育園にも障がいのある子を見てくれる保育士さんがいてほしいです。(療育施設みたく)この子は手がかかるから、療育に行ったら?ではなく、園の中に、そういう知識を持った先生が1人でもいてくれたらありがたいと思います。

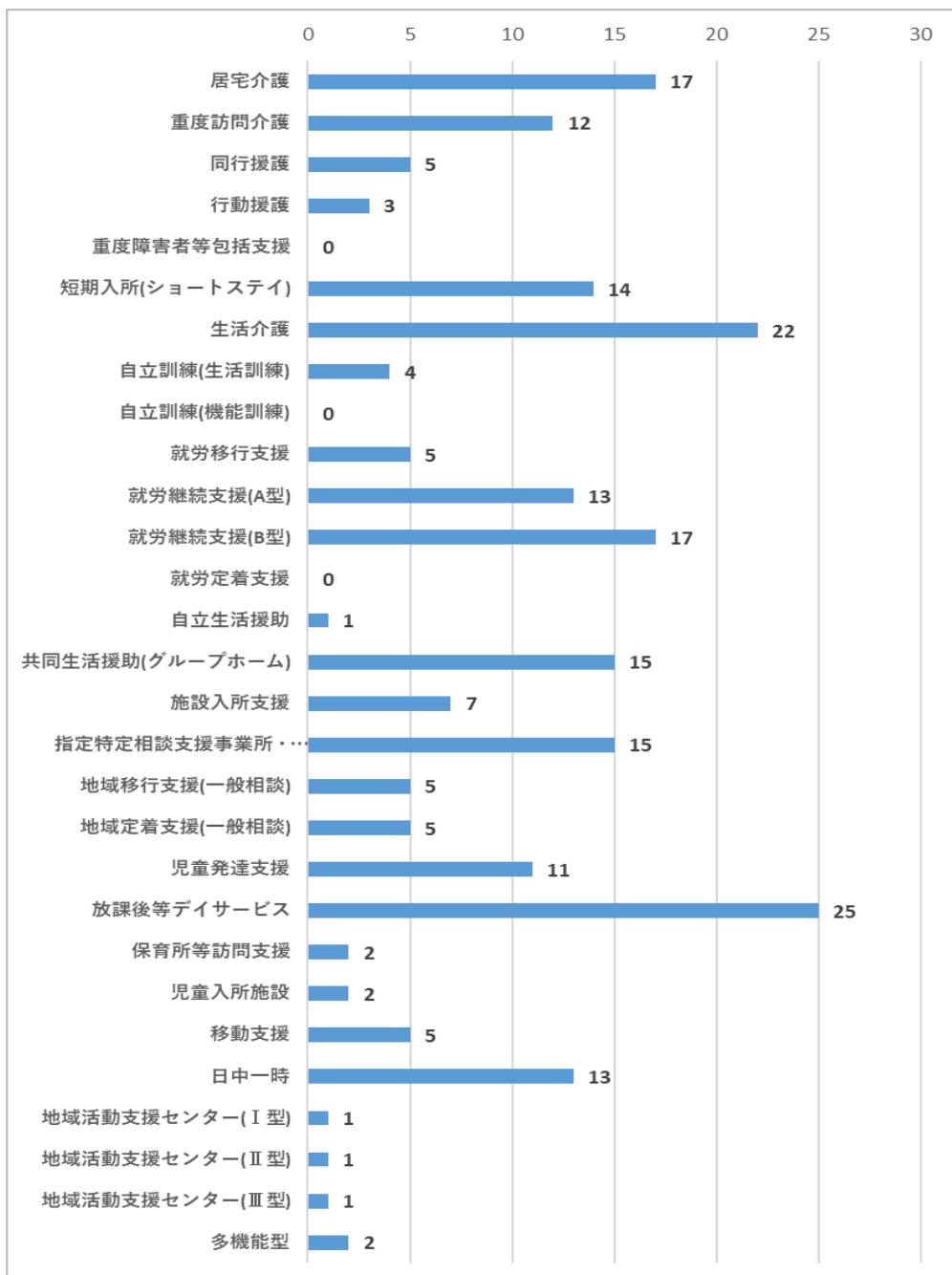
(2) 障害福祉サービスに関するアンケート調査結果の概要

- 調査対象：弘前市にある障害福祉サービス事業所等
- 調査期間：令和5年7月26日（水）～8月14日（月）
- 調査方法：郵送配布、郵送・FAX・メール回収
- 調査票の回収状況：配布数216件、回収数144件（回収率 66.67%）

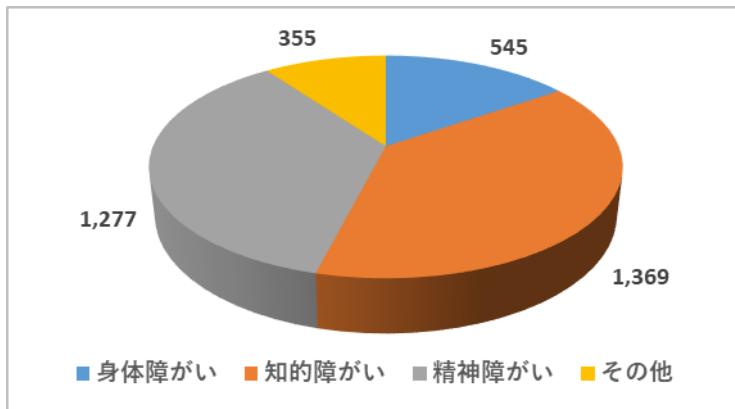
●調査結果（一部抜粋）

① 施設・事業所について

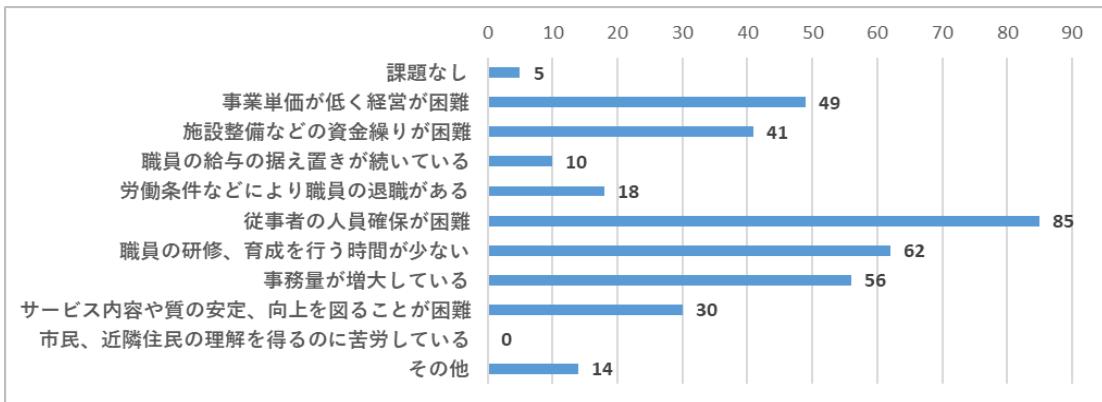
実施しているサービス種類



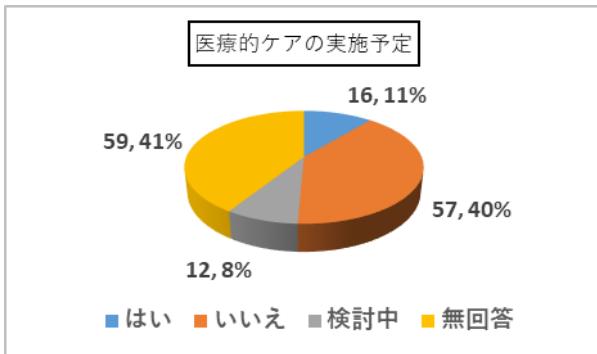
障がい別利用者数



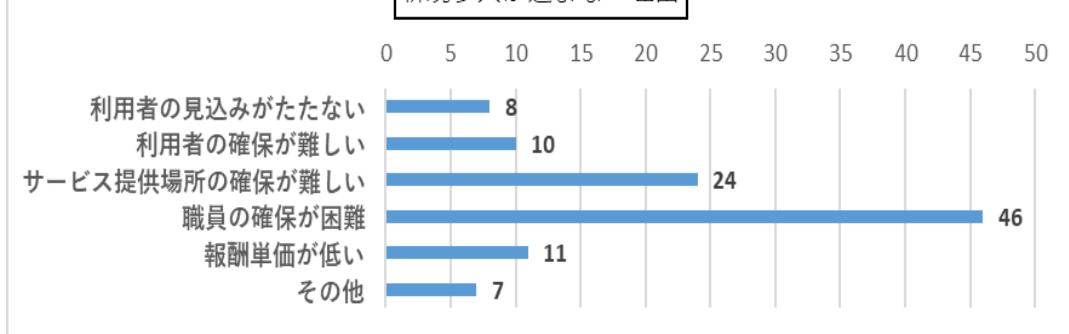
施設・事業所の運営について



医療的ケアについて



新規参入が進まない理由



第5 計画の基本理念(めざす姿)

○障がいのある人も障がいのない人も共に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」、障がいの有無に関わらず、等しく人権を尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮等を通じて、共に支え合う社会を目指すという「インクルージョン^{※1}」の考え方

○障がい者の生涯のあらゆる段階における全人間的復権を目指す「リハビリテーション^{※2}」の考え方

○生活環境上の障壁を取り除く「バリアフリー^{※3}社会」、誰もが利用しやすい社会の構築を目指す「ユニバーサルデザイン^{※4}」の考え方

に基づいた社会の実現を目標とし、障害者総合支援法、児童福祉法及び弘前市協働によるまちづくり基本条例の趣旨等を踏まえ、弘前市総合計画及び弘前市地域福祉計画と整合性を図り、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

市民だれもが、住み慣れた地域で支え合い安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指し、いきいきと活動できるあずましいまちづくり

第6 計画の目標

地域社会における共生を実現するため、また、上記基本理念(めざす姿)を踏まえ、以下の目標を掲げます。

(1) 障がい及び障がい者への理解の促進と共生社会の実現

障がい者に対する市民の理解は次第に高まりつつありますが、それでも、物理的な障壁や制度的な障壁、文化・情報面での障壁、心の障壁など、多くの障壁が厳然と存在しています。

このため、子どもの頃から障がい者との共生を進めるとともに、あらゆる機会を通じて啓発・広報の充実による障がい及び障がい者への理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮などの考え方を広めて、障がいのある人も障がいのない人も共に生きる社会をつくることを目指します。

¹ リハビリテーション：障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

² バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

³ ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

⁴ インクルージョン：日本語では「包含、包括、包摂」などといい、「インクルーシブ教育」等にも使われている「インクルーシブ」の名詞形。

(2) 自立への支援と社会参加の促進及び相談支援体制の充実

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がいの早期発見や療育相談の体制整備、医療機関との連携、雇用・就労の促進など福祉的な側面からの支援の充実を図ります。

また、障がい者が各自の適性と能力を生かし、主体的に活動できる社会のシステムづくりのため、さまざまな方策を組み合わせ、その実現に努めます。

(3) 障がい児に対する早期からの教育・相談・支援体制の充実及び共生社会に向けた教育基盤の確立

障がいの早期発見・早期教育により、心身のよりよい発達を促すことが可能となることから、就学前の幼児期の教育について、医療や福祉分野と密接に連携し、早期からの相談支援体制の充実を図ります。

また、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、障がいのある子どもも障がいのない子どもも合理的配慮のもと、できるだけ一緒に学習できる教育環境を構築するため、学校や関係機関と連携しながら仕組みづくりを進めます。さらに、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムの構築を着実に推進するため、その理念や取組を広く周知するとともに、障がいのある子どもへの適切な指導・支援を行えるよう教員に対する研修を実施し、教員の資質向上を図ります。

(4) やさしいまちづくりの推進

障がい者が自立した生活を送るためには、生活のあらゆる場面で物理的な障壁のない生活環境を構築する必要があります。障壁のない生活基盤の整備はすべての人にとって利用しやすい社会であるとの視点に立ち、公共施設・道路等の整備・改善に努めるとともに、民間建築物等についても、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)や「青森県福祉のまちづくり条例」、「やさしい街「ひろさき」づくり計画」に基づき整備の誘導を図ります。

また、障がい者の人権を尊重する心のバリアフリー化も併せて推進します。

(5) 生涯の各段階に応じた施策の展開

障がいのある人も、障がいのない人と同様に社会の一員として社会経済活動全般に参加し、貢献できるような平等な機会が保障されなければなりません。

そのために、出生前から始まっている生涯のあらゆる段階で必要とされる保健・医療、福祉サービス、教育、雇用・就労など幅広い分野の施策について、切れ目なく総合的に支援していきます。

第7 目標値の設定

計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたっては令和8年度を目標年度として数値目標等を設定します。

I 施設入所者の地域生活への移行

・令和4年度末時点における施設入所者（245人）の2.4%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

※国の基本指針では6%の地域移行目標が示されていますが、本市では過去の計画期間において、国的基本方針を下回る実績となっています。地域移行は本人の意向があること及びアンケートの結果も踏まえ、本市において施設入所者の地域移行者数を大幅に増やすことは困難であることから、第7期計画期間では令和4年度実績である2人を各年度見込み、3年間で6人地域生活へ移行することを目指します。

・令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することを目指します。

【目標】地域生活移行者数	6人(2.4%)
【目標】入所施設利用者の減少見込数	13人(5.3%)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

そこで、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域の保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を年3回開催します。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

・障がい者の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、年1回以上

運用状況を検証及び検討します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績(24人)の1.28倍以上にすることを目指します。
※年度によってばらつきが生じるため、令和元年度から令和3年度の実績を平均し、令和3年度実績としました。
- ・就労移行率5割以上である就労移行支援事業所を、令和8年度末までに全体の5割以上とすることを目指します。
- ・令和8年度における就労移行支援等を通じて一般就労に移行する者のうち、令和3年度実績の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用することを基本とし、就労定着支援事業所については、就労定着率7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを目指します。

【目標】令和8年度における年間一般就労移行者数	31人
【目標】就労移行支援事業の利用者数	79人

5 障がい児支援のサービス提供体制の整備等

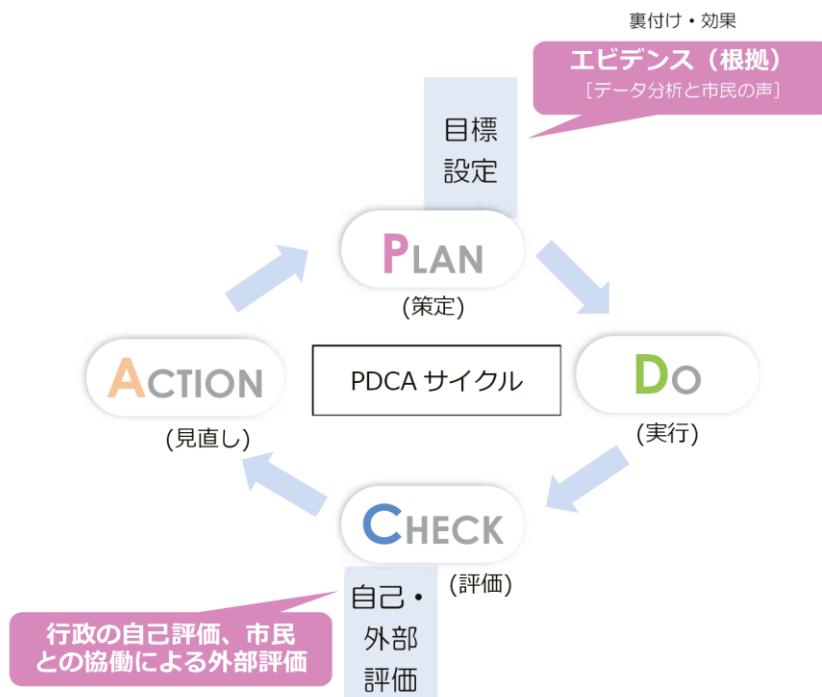
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを目指します。
※放課後等デイサービス事業所 令和3年8月 1事業所開設
- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを目指します。

6 相談支援体制の充実・強化等

- ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指します。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等及びそのために必要な協議会の体制を確保するため、相談支援部会において事例検討会を年6回開催します。

第8 計画の推進

- ・ 本計画においては、経営計画と同様に、PLAN（計画の策定）－DO（実行）－CHECK（評価）－ACTION（見直し）のPDCAサイクルの考え方により適切な進行管理に努め、1年に1回は実績を把握し、分析・評価を行い、必要があると認めるときには計画の変更等の措置を講じていきます。
- ・ この計画は、保健・医療、福祉サービス、教育、雇用など幅広い分野にわたっていることから、国・県の関係部局との連携・調整はもとより、市民や民間企業、福祉団体等の理解・協力を得ながら推進するものとします。
- ・ 計画は、障がい者等の生活に必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要です。



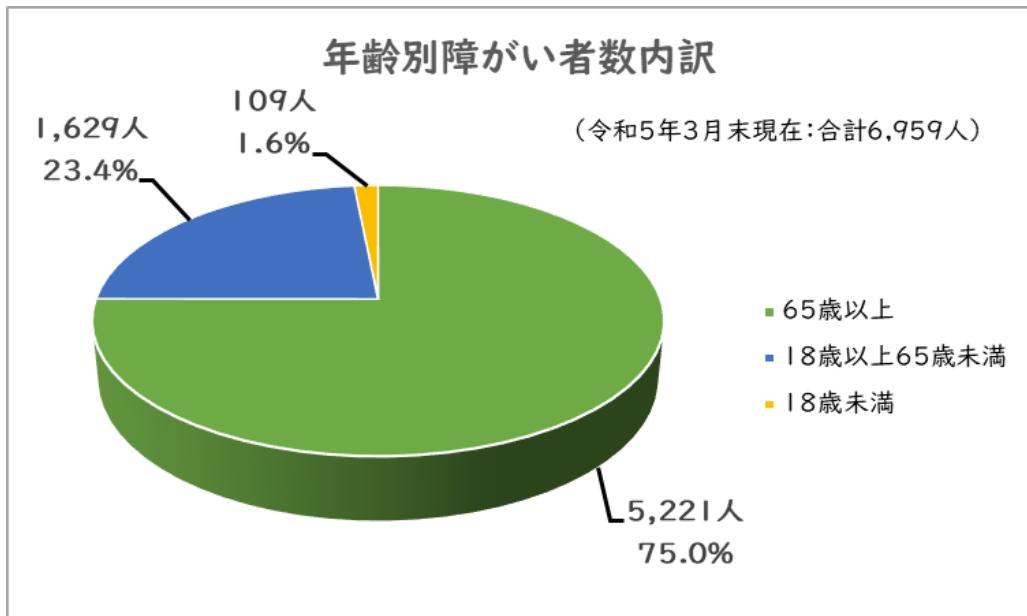
○障害者総合支援法（抜粋）

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

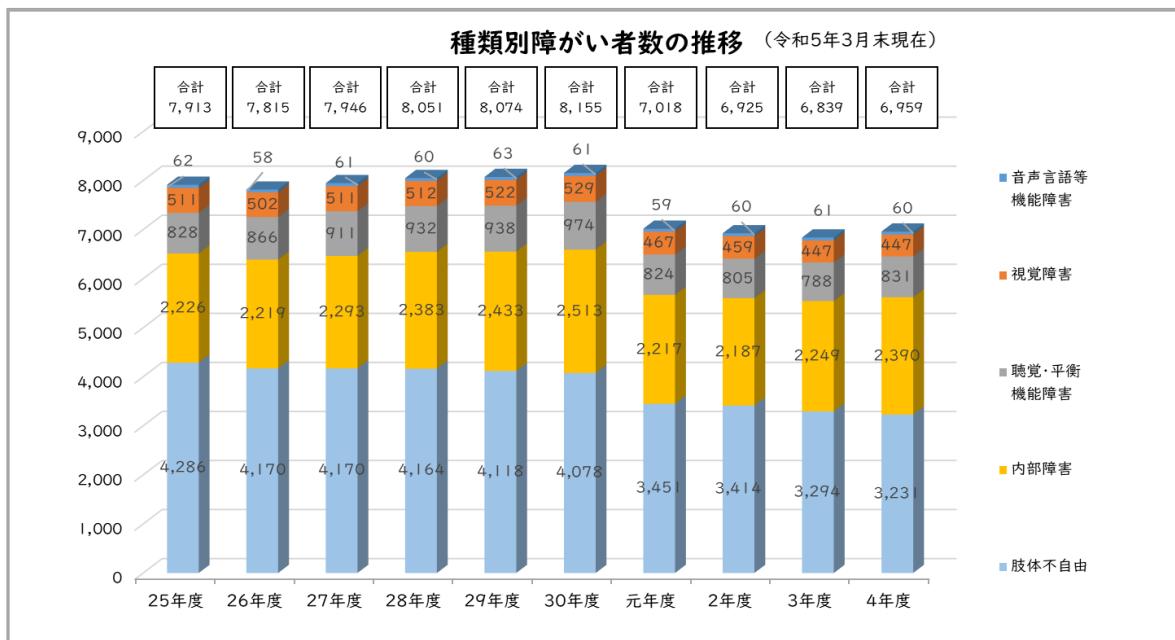
第2節 障がい者の状況

第1 身体障がい者の状況

身体障がい者の数(身体障害者手帳交付数)は、令和5年3月末現在6,959人となっています。年齢別では、18歳未満が109人(1.6%)、18歳以上が6,850人(98.4%)となっており、特に65歳以上の高齢者が5,221人と全体の75.0%を占めています。

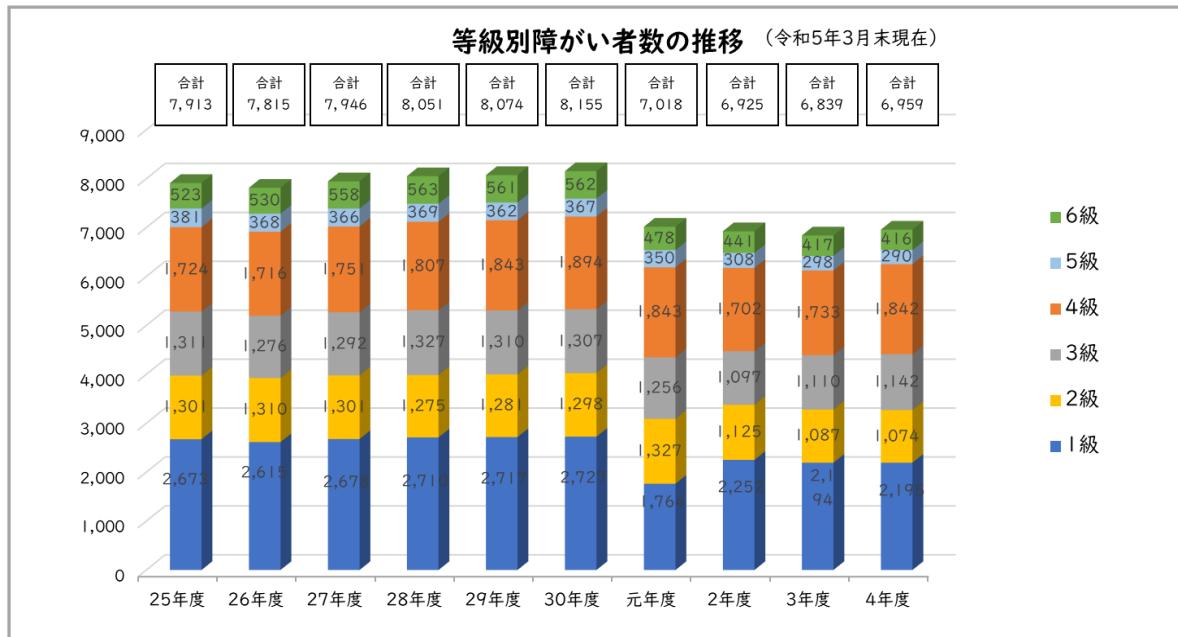
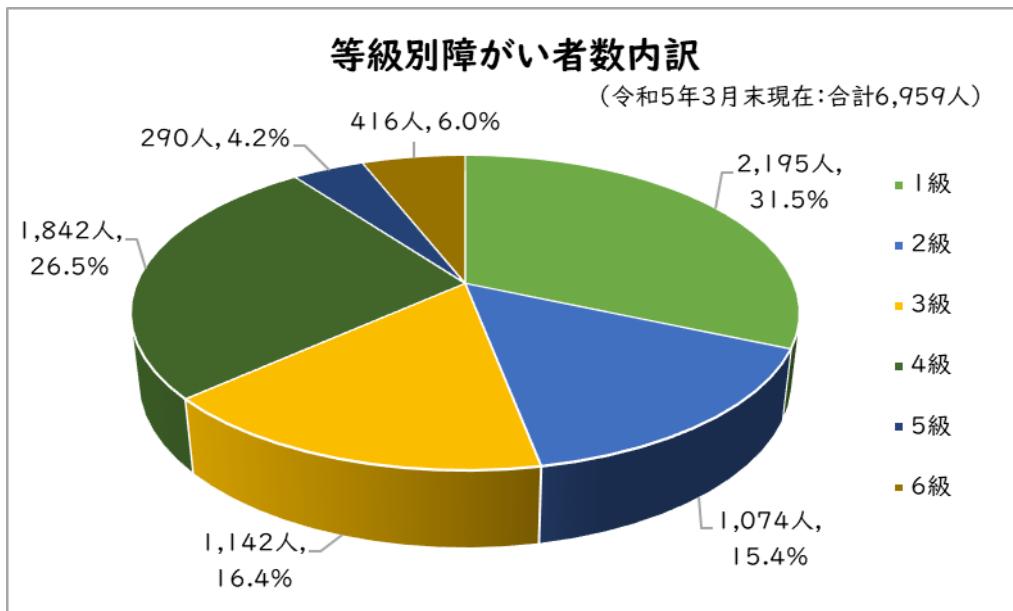


障がいの種類別では、「肢体不自由」が3,231人(46.4%)と最も多く、次いで「内部障がい」が2,390人(34.4%)、「聴覚障がい」が831人(11.9%)、「視覚障がい」が447人(6.4%)、「言語障がい」が60人(0.9%)となっています。



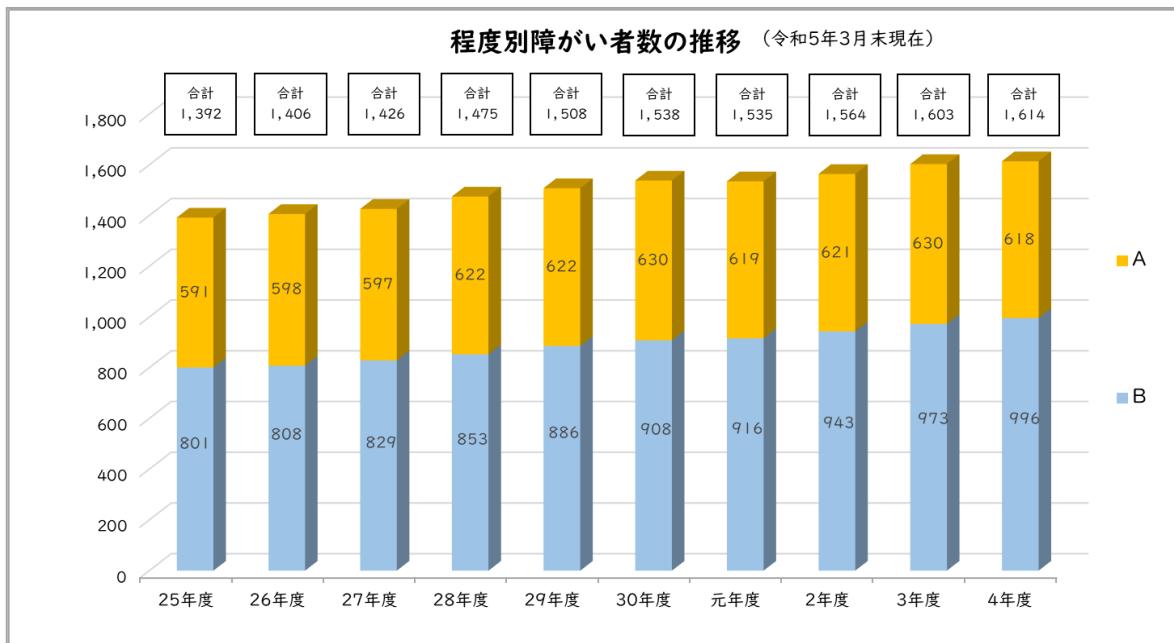
※令和元年度に手帳所持者を整理したもの。

障がいの等級別では、「1級」が2,195人(31.5%)と最も多く、次いで「4級」の1,842人(26.5%)、「3級」の1,142人(16.4%)、「2級」の1,074人(15.4%)、「6級」の416人(6.0%)、「5級」の290人(4.2%)と続いています。

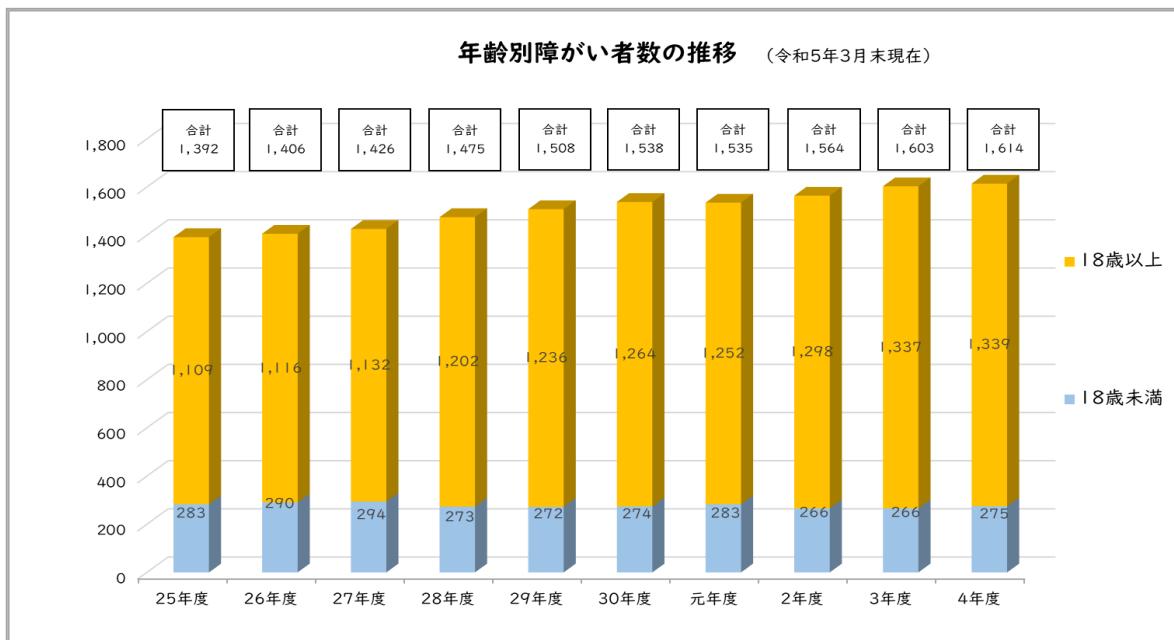


第2 知的障がい者の状況

知的障がい者の数（愛護手帳交付者数）は、令和5年3月末現在1,614人となっています。障がいの程度別では、A（重度）が618人（38.3%）、B（中・軽度）が996人（56.7%）となっています。

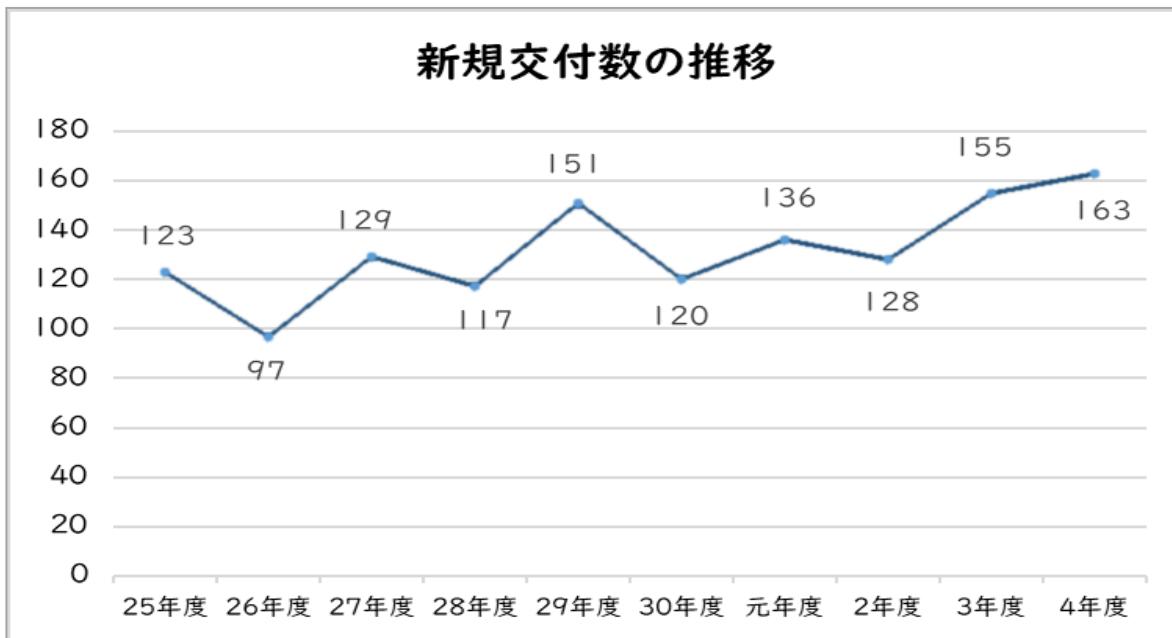
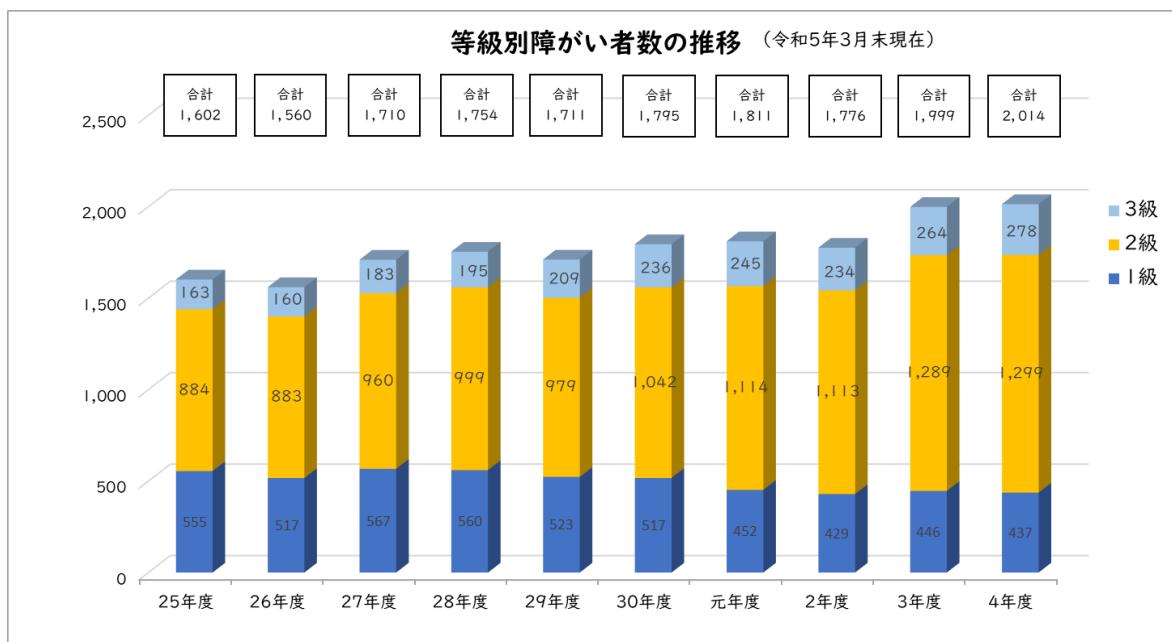


年齢別では18歳未満が275人（17.0%）、18歳以上が1,339人（83.0%）となっています。



第3 精神障がい者の状況

精神障がい者の数（精神障害者保健福祉手帳交付者数）は、令和5年3月末現在2,014人で、障がいの等級別では「1級」が437人（21.7%）、「2級」が1,299人（64.5%）、「3級」が278人（13.8%）となっています。



第4 発達障がい者の状況

発達障がいは、平成17年4月に自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障がい児（者）に対する支援を推進するために、「発達障害者支援法」が施行されました。また、平成22年12月には発達障害が障がい者に含まれるものであることが障害者自立支援法と児童福祉法において明確化され、平成23年8月の障害者基本法の改正においては、障がい者の定義の中で発達障害は精神障害に含まれることが示されました。加えて、平成28年5月には「発達障害者支援法」が改正され、切れ目のない支援の実施や関係諸機関における情報共有の促進が明記されるなど、発達障がい児（者）に対する法制度の整備が進められています。

近年、学業成績は良く、大学あるいは大学院の学歴をもつ人であっても、「就職」という事態になると、面接試験にうまく対応できず、不採用になってしまう人が少なくありません。あるいは、いったん就職できても、上司の指示に従って速やかに仕事を進めていくことができず、上司や同僚との折りあいがつかず、うまく適応できない事例もあり、大人になってから発達障がいと診断される人も多くなっています。

発達障がい者の数は、その障がいの特性から、実際の把握は難しい状況にあります。

また、発達障がい者は、他者との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。このため、対応が遅れ二次的な問題が起こりやすいとされています。このような状況を防ぐためには、障がいの早期発見、早期療育が重要であり、個々の発達特性に応じたきめ細かな療育を行うことによって、日常生活への適応能力が育まれ、将来の自立した生活につながっていくものと考えています。

このような中、市では、弘前大学の協力のもと、平成25年度から5歳児発達健康診査を導入。平成28年度には弘前市子どもの発達支援事業を開始し、障害者手帳取得に至らない発達が気になる段階から利用できる「子どもの発達サポート事業」を実施し、発達障害の早期発見・早期療育に努めています。

また、保育所、幼稚園等においても発達が気になる児童が増えてきていることから、保育所等を発達障害の知識のある専門職員が巡回指導、保護者支援をする「保育所等巡回サポート事業」を併せて開始し、支援の充実に取り組んでいます。

第5 難病患者等の状況

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされており、難病患者の医療等については、昭和47年から、特定の疾病を対象として医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする施策が進められてきました。

平成27年1月には、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費助成の対象疾病は、それまでの56疾病から110疾病となり、同年7月からは306疾病、平成29年4月からは330疾病、平成30年4月からは331疾病、令和元年7月からは

333疾病、令和3年11月からは338疾病に拡大されています。

市における同法による「指定難病特定医療受給者証交付件数」は、令和5年3月31日現在で1,512人となっています。



また、子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となることから、児童の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家族の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助する小児慢性特定疾病対策を実施しています。

市における「小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数」は、令和5年3月31日現在で172人となっています。



第2章 各 論

第Ⅰ節 保健・医療の充実

第Ⅰ 障がいの予防

- ・ 市民の健康に対する意識の向上により障がいの予防を図り、健診等の受診率を高め、障がいができるだけ早期に発見し、早期に治療と訓練を実施することで、障がいの軽減又は改善並びに重度化・重複化の防止に努めます。

①市民の健康づくり意識の高揚

- ・ 市民の健康に対する意識の高揚を図るため、市民の健康まつりを行います。
 - 「市民の健康まつり」

②生活習慣の見直し支援

- ・ 糖尿病等の生活習慣病等の早期発見のため、健康診査事業の充実を図ります。
 - 国民健康保険特定健康診査
 - 糖尿病性腎症¹重症化予防事業
 - 成人歯科健康診査
 - いきいき健診事業
 - 国民健康保険特定保健指導
 - 20・30代健診
 - 岩木健康増進プロジェクト推進事業

③がん対策の強化

- ・ 科学的根拠に基づくがん検診を推進するとともに、働き盛り世代を対象としたがん検診受診率向上対策をはじめ、若い世代のがん発症予防、早期発見・早期治療につながる取組を行います。
- ・ 協会けんぽ、企業、商工会議所等の職域や、農業関係団体等と連携し、がん検診の周知や受診勧奨を行います。また、受診機会を増やすなど、がん検診受診環境の整備を図ります。
- ・ がん患者のがん治療による外見変化に伴う心理的苦痛を和らげ、社会参加を促し、生きがいを持って自分らしく生きられるよう支援します。
 - 健康診査事業
 - がん検診受診率向上強化対策事業
 - 胃がんリスク検診事業
 - 中学生ピロリ菌検査事業
 - 大腸がん検診推進事業
 - がん患者医療用補正具購入費助成事業

¹ 糖尿病性腎症：糖尿病に伴う高血糖により引き起こされる腎障害で、糖尿病三大合併症のひとつ。

④介護予防と自立支援介護の推進

- ・ 要介護状態となるおそれの高い 65 歳以上の高齢者が要介護状態にならないように、地域での高齢者健康トレーニング教室の開催等、介護予防活動の充実を図ります。
- ・ 高齢者が地域の中で気軽に集える環境を整え、高齢者の閉じこもりや孤立化を防ぎ、地域における支え合い活動の推進を図ります。
- ・ 認知症の重度化予防を目指すための研修会を開催するなど、高齢者、家族、施設を対象とした支援を行うことで、自立支援介護の推進に取り組みます。
 - 高齢者介護予防運動教室事業
 - 高齢者ふれあい居場所づくり事業
 - 弘前自立支援介護推進事業
 - 在宅患者訪問歯科診療事業費補助金

第2 早期発見、療育体制の充実

- ・ 乳幼児等に対する健康診査、保健指導の適切な実施などにより、疾病等の早期発見及び治療、早期療育を図ります。

①子どもの成長・発達に応じた切れ目のない支援

- ・ 臨床心理士、公認心理師、保健師等が、子どもの発達状況を確認し、保護者の気持ちに寄り添った適時支援を行います。
- ・ 子どもの成長・発達に応じた早期からの発達検査を実施し、健やかな成長を促すために、健康・福祉・教育分野等の連携を更に強化し、発達段階に応じた切れ目のない支援を行います。
- ・ 発達について支援が必要な子どもや保護者及び保育士等に対する療育・相談支援体制を強化します。
 - のびのび子育て支援事業
 - 1歳6か月児健康診査
 - 3歳児健康診査
 - 5歳児発達健康診査・相談事業
 - 健やか育児支援事業
 - 次世代の健康づくり推進事業
 - ひろさき子どもの発達支援事業
 - 子育て世代包括支援センター事業

第3 医療・リハビリテーションの充実

- ・ 病院に通院することのできない在宅の寝たきりや障がい者の健康保持増進のため、在宅患者訪問歯科診療を継続することが必要です。
- ・ 精神障がい者が健康で安心した生活を送るためには、夜間、休日等における緊急の精神科対応のための精神科救急医療システムが必要です（県事業）。
- ・ 身体の障がいの軽減又は改善を図るため、リハビリテーションの充実が求められています。

①在宅患者訪問歯科診療事業

在宅の寝たきり高齢者や障がい者の口腔衛生、健康保持増進のため、在宅患者訪問歯科診療を実施します。

②障害者自立支援医療事業及び重度心身障害者医療費助成制度

障がい者の医療費の経済的負担軽減のため、自立支援医療及び重度心身障害者医療費助成制度を実施します。

③精神科救急医療システム事業（県事業）

精神障がい者が健康で安心した日常生活を送るため、夜間、休日等における緊急の精神科対応のための精神科救急医療システムの適正運営を推進します。

○夜間・休日救急当番病院

④身体障害者福祉センター事業

- ・ 障がい者の日常生活動作の機能回復のため、歩行訓練事業及び各種講習会の充実を図ります。
- ・ 障がい者の増加に合わせ、適切なリハビリテーションが受けられるよう支援施設の整備や医療機関及び保健施設との連携を図ります。

第4 精神保健施策の充実

- ・ 市民のこころの健康づくりを支援するために、こころの健康相談を実施したり、こころの健康問題について市民の理解の促進を図ります。

① こころの健康づくり事業

- ・ 「誰も自殺に追い込まれることのない『弘前市』の実現」を目指し、市民のこころの健康づくりの支援及び普及啓発を推進します。

○こころの健康相談

○ゲートキーパー養成講座

○普及啓発

○弘前市自殺対策連絡会議の開催

◆「ゲートキーパー」とは◆

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。周りで悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。声をかけあうことで、不安や悩みを少しでも和らげることができるかもしれません。

ゲートキーパーは「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割が期待されていますが、そのうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになるでしょう。

へんか
変化に気づく

家族や仲間の変化に気づいて声をかける

みみ
かたむ
じっくりと耳を傾ける

本人の気持ちを尊重し耳を傾ける

しえんさき
支援先につなげる

早めに専門家に相談するよう促す

あたた
みまも
温かく見守る

温かく寄り添いながらじっくりと見守る

第2節 福祉サービスの充実

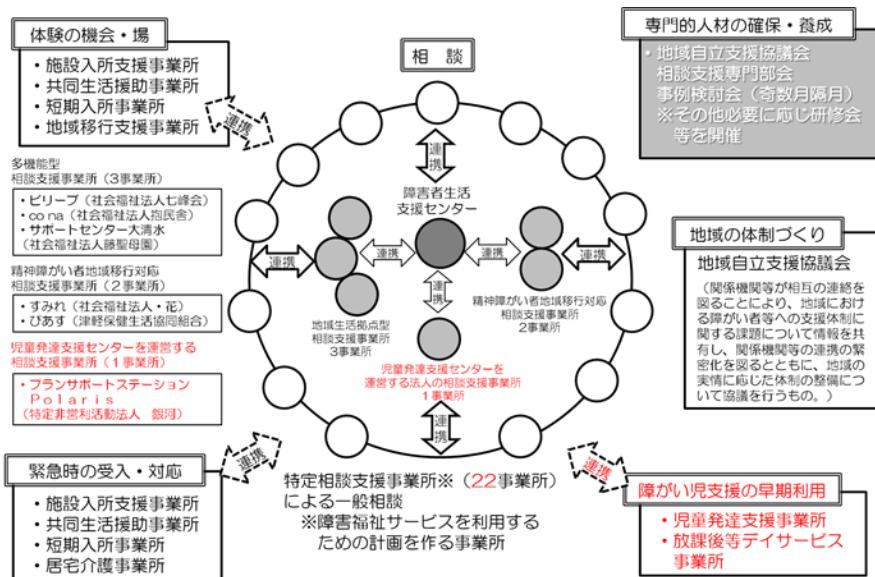
第1 自己決定の尊重と意思決定の支援

- 障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の整備を進めます。

①弘前型基幹相談支援体制強化事業（相談支援事業）

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域で障がい者等やその家族が安心して生活できるようにするため、相談及び生活支援体制を構築するものです。

障害者生活支援センターを核に、連携を図る6カ所に基幹相談支援センターを委託します。このうち3カ所は、緊急時受入に対応する多機能型の事業所¹、2カ所は、精神障がい者の地域移行を支援する事業所²、1カ所は、児童発達支援センターを運営する法人の事業所とし、より強化した「弘前型基幹相談支援体制」を構築します。障がい者が地域で安心して生活するため、きめ細かな相談支援体制の充実を図ります。



¹緊急時受入に対応する多機能型の事業所:相談支援事業所と短期入所施設を同一敷地に併設される事業所

²精神障がい者の地域移行を支援する事業所:精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすため、医療、障がい福祉・介護、住まいなどが包括的に確保されるよう相談・生活支援を行うことができる事業所

②地域自立支援協議会相談支援専門部会の充実

相談支援事業を効果的に実施するために、弘前市地域自立支援協議会相談支援専門部会において、地域の相談支援体制の在り方や関係機関による連絡体制の構築等及び困難事例への対応などについて検討します。

また、障がい者を支援する体制を充実させるため、各種研修を通じて、福祉事務所、関係団体等における専門的人材の育成を図ります。

さらに、障害者生活支援センターを核とした「弘前型基幹相談支援体制」の実効性を高めるための検討を実施します。

第2 一元的な障害福祉サービスの実現

- ・ 市を基本とした身近な実施主体により、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等に係る福祉サービスの一元的な実施及び充実を図ります。

①障害福祉サービスの提供体制の充実

障がい者が住み慣れた地域社会で安心した暮らしが送れるよう、利用者のニーズに配慮した障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

【訪問系サービス】

- 居宅介護 ○重度訪問介護 ○行動援護 ○重度障害者包括支援
- 同行援護

【日中活動系サービス】

- 生活介護 ○自立訓練（宿泊型） ○自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援 ○就労定着支援
- 就労継続支援（A型） ○就労継続支援（B型）
- 療養介護 ○短期入所

【居住系サービス】

- 共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援
- 自立生活援助

【相談支援】

- 計画相談支援・障害児相談支援 ○地域相談支援（地域移行支援）
- 地域相談支援（地域定着支援）

【障がい児支援】

- 児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援

②地域生活支援サービスの効果的な提供

地域生活支援事業について、地域で生活する障がい者等のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施できるよう、効率的、効果的な取り組みを行います。

【地域生活支援事業】

- 相談支援事業 ○意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業 ○地域活動支援センター基礎的事業・機能強化事業
- 訪問入浴サービス事業 ○更生訓練費給付事業
- 知的障害者職親委託制度 ○生活支援事業 ○日中一時支援事業
- 社会参加促進事業 ○理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業 ○成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業 ○手話奉仕員養成研修事業

【地域生活支援促進事業】

- 特別促進事業
子どもの発達サポート事業

【児童虐待防止対策等総合支援事業】

- 巡回支援専門員整備事業 ○医療的ケア児等総合支援事業

③難病患者等の障害福祉サービス等の利用

平成25年4月に施行された障害者総合支援法から障がい者の範囲に難病患者等が加わりました（「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病）。

【障害者総合支援法における難病の定義 第4条抜粋】

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

また、平成27年7月からはその対象が332疾病に、平成29年4月からは358疾病に、平成30年4月からは359疾病、そして令和元年7月からは361疾病、令和3年11月からは366疾病に拡大され、障害福祉サービス等を利用することができます。

第3 地域生活への移行、継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- ・ 障がい者等の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、拠点等の整備に合わせ、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目に合わせて、中長期的視点に立った継続した支援、さらに精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステム³の構築を進めます。

①施設入所者の地域生活への移行

- ・ 障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

②弘前型基幹相談支援体制強化事業（再掲）

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域で障がい児者やその家族が安心して生活できるよう、相談及び生活支援体制を構築するものです。

障害者生活支援センターを核に、連携を図る6カ所に基幹相談支援センターを委託します。このうち3カ所は、緊急時受入に対応する多機能型の事業所、2カ所は、精神障がい者の地域移行を支援する事業所、1カ所は、児童発達支援センターを運営する法人の事業所とし、より強化した「弘前型基幹相談支援体制」を構築します。障がい者が地域で安心して生活するため、きめ細かな相談支援体制の充実を図ります。

○障害者生活支援センター・相談支援事業委託事業所

○指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

③身体障害者福祉センターの機能充実

弘前市身体障害者福祉センターは、施設点検・調査の結果、建物内部の内装材等が倒壊又は脱落する恐れがあることから、利用者の安全面を最優先に考え、令和元年8月2日（金）より利用中止とし、センター機能を分散して運用しておりますが、新たに施設を建設し、地域における障がい者福祉の拠点施設としての機能充実を図ります。

³精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム：精神障害者が、地域の一員として安心して自らの暮らしを過ごすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステム。

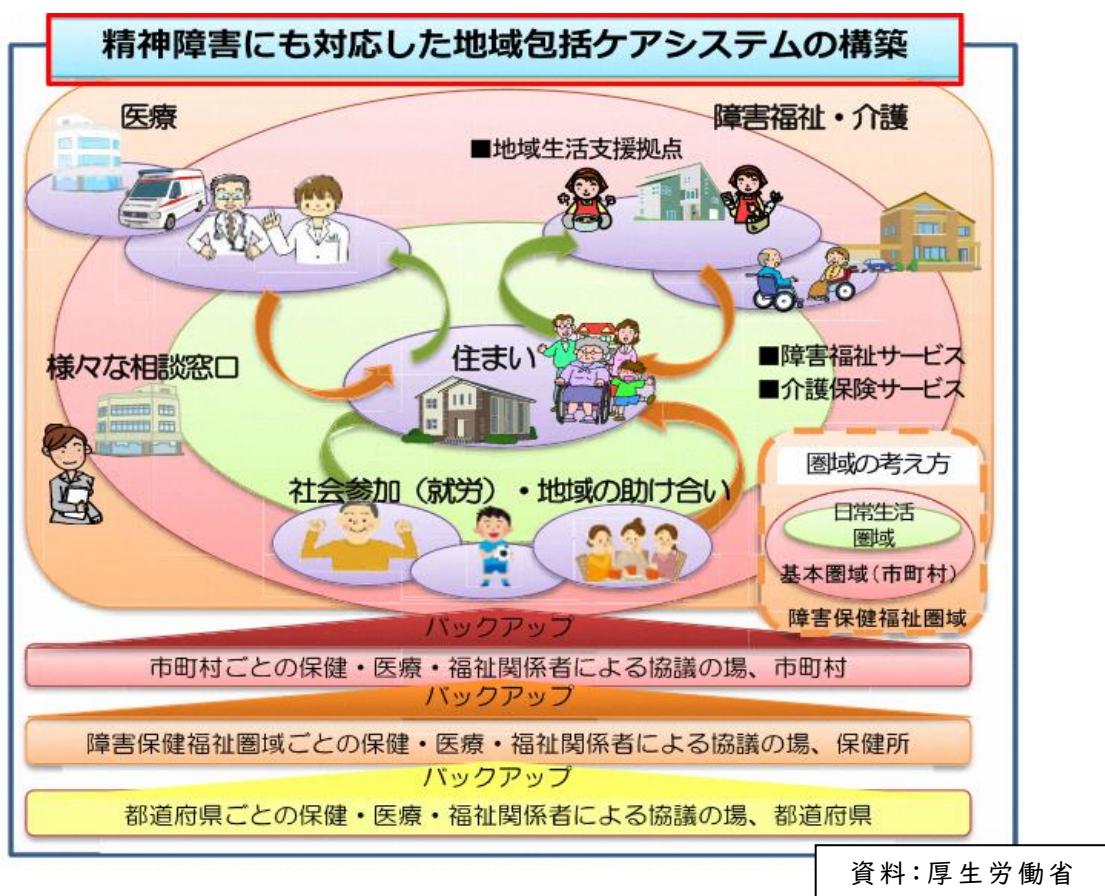
④保健・医療・福祉包括ケアシステム⁴の構築

障がい者が住み慣れた地域で、健康で安心した日常生活を送るため、保健・医療・福祉に関する以下の会議がサブシステムとしてネットワークを形成し、「保健・医療・福祉包括ケアシステム」として構築、連携します。

- 弘前市健康づくり推進審議会
- 弘前市安心安全見守りネットワーク研修会
- 弘前市地域包括支援センター運営協議会
- 弘前市要保護児童対策地域協議会
- 弘前市地域自立支援協議会

⑤精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。



⁴保健・医療・福祉包括ケアシステム：住み慣れた地域で健やかに生きがいを持って生活していくために、保健・医療・福祉のサービスが、必要な時に適切な内容で、総合的・一体的に提供するため、サービス提供にかかる機関が、お互いの機能や役割を持ち寄り、協議を行い、連携を図ることで課題を克服し、サービスの隙間を埋め、全ての分野における予防へとつなげていく仕組み（青森県における「保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進方策」（指針）より）。

⑥地域自立支援協議会地域移行専門部会の充実

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議の場として、令和2年8月に地域移行専門部会を設置しました。精神障がい者が安心して暮らすことができる地域を目指し、課題や解決策について協議します。

第4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

- ・ 地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保への取り組み、さらに専門的な支援を必要とする人に対して、関連する分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

①地域自立支援協議会の充実

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う、弘前市地域自立支援協議会の活動を充実させます。

第5 障がい児の健やかな成長のための発達支援

- ・ 障がい児及びその家族に対し、発達が気になる段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じ、障がい児支援の均てん化が図れるような地域支援体制の整備を進めます。

また、障がい児のライフステージに合わせて、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援の提供体制の構築を図ります。

①子どもと保護者の支援体制の整備

共働き家庭の増加による保育や必要な教育を受けさせるために、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等を利用する児童が増加している中で、障がいのある子ども（気になる段階を含む）の利用も増えています。

そこで、保育所等の一般的な子育て支援施策において障がい児の受入れを進めるために、障がい児支援施設・事業所が持っている専門的な知識・経験を提供できる体制づくりや子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援を行います。

また、令和4年度から、3歳児健康診査等で発達障がいの診断を受け、不安に思う家族等の支援をするため、弘前型基幹相談支援体制に児童発達支援センターを運営する法人の事業所を追加し、障がい児への支援体制の強化を図っております。

②地域自立支援協議会こども専門部会の充実

障がいのある子ども（気になる段階を含む）が安心して育つことのできる地域づくりをめざし、家族とともに充実した地域生活を送るため、幼児期から青年期へと切れ目のない支援を適切に行う体制の確立を目指し、平成27年3月にこども専門部会を設置しました。

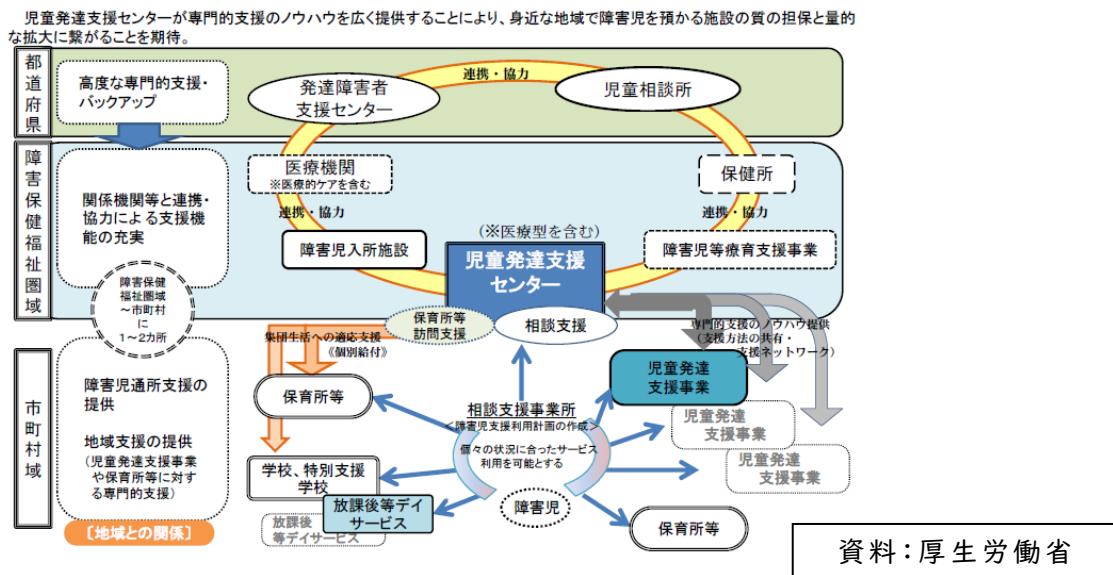
毎年課題を設定し、課題に沿った人員によるワーキングチームにおいて地域の課題、ニーズ等の調査・研究を行い、課題解決や事業の実現に向けた方策を検討します。

③児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の整備

3つの児童発達支援センターを、それぞれ市における障がい児の中核的支援施設として位置付け、障がい児及びその家族に対する療育相談などを通じて、発達の気になる段階からのフォローとその後の支援までを一体的に行う体制づくりや、障がいの重度化・重複化や多様化に対応した専門的機能を強化します。

また、障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導を行い、重層的な障がい児支援の体制を整備します。

（図）地域における児童発達支援センターを中心とした支援体制のイメージ



④「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(医ケア児支援法)施行に伴う医療的ケア児への支援

令和3年9月に、医ケア児支援法が施行され、医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する基本理念等が定められたことから、医療的ケア児については、その心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の緊密な連携の下に切れ目なく支援が行われるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するよう努めます。

⑤地域自立支援協議会医療的ケア児専門部会の充実

医療的ケアを必要とする子どもが安心して暮らせる社会の実現を目指し、令和2年8月に医療的ケア児専門部会を設置しました。青森県医療的ケア児支援体制検討部会等での協議内容を改めて市において検討し、地域の実情に応じた支援体制の整備を推進します。

第6 障害福祉人材の確保

- ・ 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

①障害福祉サービス関係研修の実施（県事業）

専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、県等と協力して取り組みます。

②強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図るため、県主催の研修会等の参加促進を図り、必要があれば市において研修会の実施を検討します。

第3節 教育の充実

第1 特別支援教育の充実

- ・ 特別な配慮が必要な子どもへの適切な指導・支援を行うために、特別支援学校等関係機関との連携や教員に対する研修の充実などによる専門的な指導力の向上が求められます。

①教職員の資質向上

特別支援教育に携わる教職員に対する専門的な研修を強化するなど、教職員の資質と指導力の向上を図ります。

②就学前の特別支援教育及び障がい児保育の充実

就学前の教育機会を確保するため、幼稚園における特別支援教育及び保育所等における障がい児保育の充実を推進します。

③就学支援事業の充実

特別な配慮が必要な子どもの適切な学びの場が確保されるよう、一層適正な就学支援を行います。

④小・中学校の特別支援教育の推進

全校支援体制による小・中学校の特別支援教育を推進します。

⑤交流及び共同学習の推進

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちがふれ合い、共に活動する機会を積極的に設けます。

⑥学校施設等の整備

特別な配慮が必要な子どもが安心して学校生活を送られるように、学校施設等について、必要に応じて環境整備に努めます。

⑦障がい児の健全育成事業

特別な配慮が必要な子どもの健全育成と併せ、学校外での交流を促進するための受け入れ施設の拡充を図ります。

⑧通学支援の充実

特別支援学校への通学支援に加え、地域の特別支援学級等に通うための支援についても、福祉、教育の両面から検討します。

第2 共生社会に向けた教育基盤の確立

- ・ 特別な配慮が必要な児童生徒に対する基礎的環境整備、合理的配慮の提供に対する市民の関心が高まっているなかで、多様な教育的ニーズに教職員が適切に対応するには、インクルーシブ教育、特別支援教育に関する理解を深め、そのことに基づく指導体制の充実が求められます。
- ・ 特別な配慮が必要な児童生徒を支えるため、特別支援教育支援員を配置してきました。そのニーズは高まっており、市立全小・中学校の支援体制を俯瞰的に捉え、配置を充実していく必要があります。
- ・ 特別な配慮が必要な子どもたちが安心して学校生活を送る上でも、障がいの有無に関わらず、全ての子どもたちが安心して過ごせる学校・集団づくりが求められます。

①インクルーシブ教育システム「推進事業

文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業（平成25年度から3年間）の取組の成果と課題を踏まえて、当市の教育的資源を有効に活用しながら、系統的かつ継続的な取組を全市的に展開します。（学びの協力員の配置、リーダー的教職員育成のための長期研修の実施等）。

②特別支援教育支援員配置事業

特別支援教育に係る加配を要望する小・中学校の状況及び県の講師加配の状況等を勘案し、支援員を配置します。

③特別支援教育体制推進事業

特別支援学級の授業を特別支援教育担当指導主事が参観し、授業について担任等とのディスカッションを行うことにより、特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導について特別支援学級担当者が研修する機会を確保し、よりよい指導のあり方について研修します。

また、日頃の指導に対する課題等について協議する場とします。

加えて、特別支援教育担当指導主事等が学校を訪問し、各校の特別支援体制について特別支援教育コーディネーターと協議することにより、特別な支援が必要な児童生徒に対するよりよい支援や校内支援体制のあり方について協議します。

「インクルーシブ教育システム：障害者の権利に関する条約」第24条において、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされている。

第3 社会教育の充実

- ・ 障がい者の社会教育については、余暇活動や生涯学習活動を積極的に支援しながら、参加しやすい環境の整備・充実が求められています。

①ピュアフレンズ支援事業

おおむね18歳以上の知的障がいがある人（ピュアフレンズ）とその学習活動を補助するボランティア（ボランフレンズ）を対象に生涯学習機会を提供し、文化的教養の高揚、日常生活環境への適応、知的障がい者相互の親睦を図ります。

②点字図書等の整備

障がい者の生涯学習を支援するため、より利用しやすいシステムを検討するとともに、点字図書等の充実を図ります。

③市立社会教育施設等における観覧料等無料化の継続

障がい者の余暇活動や生涯学習を支援する一環として、市の社会教育施設等のうち、一部の施設の観覧料等の無料化を継続します。なお、無料で利用される際には、各種障害者手帳の提示が必要となります。

第4節 雇用・就労の促進

第1 雇用の促進

・ 障がい者が地域で自立した生活を送るためには、障がい者雇用の促進が急務となっており、弘前公共職業安定所や津軽障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携をとりながら、障がい者雇用奨励金の活用などで障がい者の法定雇用率の達成に努めるとともに、障がい者雇用の促進を図ります。

また、障がい者雇用に対する正しい理解を普及するため、弘前公共職業安定所等の関係機関と啓発活動の充実を図ります。

①障がい者雇用奨励金の交付

②法定雇用率未達成企業の解消

③就職や職場定着を促進するための就労パスポート活用の検討

障がい者が、働くまでの自分の特徴や希望する配慮などを整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援などについて話し合う際に活用できる情報共有ツールである「就労パスポート」の活用について、弘前公共職業安定所等の関係機関と連携し、特別支援学校、企業及び就労支援事業所等と検討します。

第2 障がい者の就労支援

- ・ 障がい者のニーズや特性に応じて、就労に必要な知識や能力向上のための訓練・相談等により、一般就労へ円滑に移行できるよう支援を行います。
- ・ 一般企業等への就労を促進するため、障がい者を対象とした、知識及び能力向上訓練支援を行う就労支援サービス事業所の拡充・整備を図ります。

①一般就労への支援

市と「津軽障害者就業・生活支援センター」及び津軽地域の養護学校と事業所及び保護者で組織される「つがる地区障害者就労支援連絡会」との連携により、就労支援のほか、日常生活、社会生活上の相談や支援を通じて、障がい者の社会的及び経済的自立を実現するとともに、就労人口の上昇に努めます。

○津軽地域障害者就職面接会の実施

○津軽障害者就業・生活支援センターによる支援

○有職障がい者への交通費の助成

②就労支援サービス

身体的又は社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行います。

○自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

○就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、指定事業所において、生産活動、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障がい者の適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談などを行います。

○就労定着支援事業

一般就労へ移行した障がい者等について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業や自宅などへの訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

○就労継続支援事業

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型事業所：通常の事業所に雇用されることが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人（利用開始時 65 歳未満の人）が対象です。

B型事業所：就労移行支援事業所等を利用したが通常の事業所等への雇用に結びつかない人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人が対象です。

③hug work プロジェクト

障がい者及び障がい者雇用への理解を深めるため、障がい者就労支援事業所で製造した商品を販売するアンテナショップ「hug work」を市役所本庁舎内に開設し、障がい者の就労意欲の促進と商品の情報発信や参加事業所の新商品開発のほか、安定的かつ自立した運営を図り、地域の支え手として、障がい者の仕事の創出や工賃向上への事業所の取組を積極的に支援します。

また、令和3年度から役務として農福連携部門を創設し、農業分野との連携により障がい者の就労促進を図ってきたところです。今後も、参加事業所の拡大や販

売機会の確保など充実を図ります。

④障がい者就労施設等からの優先調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

⑤地域自立支援協議会就労支援専門部会の充実

障がい者等の就労を支援するため、弘前市地域自立支援協議会では、平成22年度に就労支援専門部会を設置しており、今後も、就労支援サービス事業所・障がい者団体・企業・行政機関等が一体となって、障がい者雇用の創出及び障がい者が作った商品の情報発信など、その課題解決により障がい者の雇用の促進・就労支援を図ります。

また、毎年課題を設定し、課題に沿った人員によるワーキングチームにおいて地域の課題、ニーズ等の調査・研究を行い、課題解決や事業の実現に向けた方策を検討します。

⑥弘前市における農福連携の取組

当市農業の基幹作目であるりんごの生産現場は、人の手によらなければいけない作業が多い一方で、農業従事者の減少や高齢化の進行により労働力の確保が重要な課題となっています。

そのため、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展に繋げるとともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する農福連携の取組を実施します。

○りんご生産現場への入り口づくり

作業研修会等を通じ、生産作業に体験的に参画できる機会を創立するとともに、それらを通じたフィードバック等により、将来的なりんご農家における作業従事の可能性を探索します。

○りんご農家への障がい者の派遣に向けた就労パスポートづくり

平成28年に発行した「りんご栽培就労研修プログラム」テキストを活用し障がい者のマンパワーを活用した農業の活性化、障がい者の特性等に応じた各工程における細部を網羅したりんご生産におけるアセスメントを通じた個人カルテとなる就労パスポートづくりを、民間企業等の協力により試行的に実施します。

○りんご生産現場における受入の推進

令和元年から、りんご黒星病の感染リスクを低減させるための落葉処理等の耕種的防除作業について障がい福祉事業所の協力を得ながら、りんご農家への障がい者の派遣を実施してきたところです。

りんご生産現場においては他にも障がい者等の活躍が見込める様々な作業があることから、障がい福祉事業所と引き続き連携を図りながら、1年を通して様々な作業へ障がい者の派遣を試験的に行い、受入れにおいて留意すべき事項を整理し、令和5年3月に作成した「農福連携実践マニュアル」や年間の作業時期等を盛り込んだ「農福連携カレンダー」を活用しながら、さらなる農福連携の拡大を推進します。

○特別支援学校における農作業体験の実施

当市は日本最大のりんご産地でありながら、特別支援学校卒業者の農業分野への就労割合が低いことが課題となっています。

こうした中で、令和5年は弘前第一養護学校高等部において、りんごの収穫・運搬の農作業体験が実施されたところであります。多くの方に農業に関心を持つもらうことを目的に、こうした農作業体験の機会の充実を図ります。

コラム

農福連携の推進の鍵となる専門人材

障害者が農作業を円滑に行うためには、障害者の特性を理解した上で、作業指示を分かりやすく障害者に伝えることが必要です。

そのため、農業者、福祉事業所の指導員、障害者の間を取り持ち、障害者への分かりやすい指示の方法を農業者に助言するとともに、農業者に代わって障害者に具体的に作業指示を行うことにより、障害者の職場定着を支援する専門人材の育成が重要です。

農林水産省では、令和2（2020）年度からそのような専門人材を農福連携技術支援者と呼び、育成のためのガイドラインを設け、農林水産研修所水戸ほ場等で育成研修を実施することとしています。

また、農山漁村振興交付金（農福連携対策）により、都道府県による農福連携技術支援者の育成等の取組に対して支援をしています。

三重県では、一般社団法人と連携し、障害者が農園で働くよう支援する専門人材を農業ジョブトレーナーと称して、養成研修を実施し、農業者へのトレーナーの派遣等の取組を開いています。



農業ジョブトレーナー実地研修
資料：三重県

出典：令和元年度 食料・農業・農村白書（令和2年6月16日公表）

コラム

ノウフクJASの認証

平成31（2019）年3月に、障害者が主要な生産行程に携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品について、その生産方法及び表示の基準を規格化した「ノウフクJAS」が制定されました。

ノウフクJASは、障害者が携わった食品への信頼性を高め、人や社会・環境に配慮した消費行動を望む購買層に訴求するとともに、「農福連携（ノウフク）」の普及を後押しすることで、農業・福祉双方の課題解決のツールになるものであります。

令和元（2019）年11月1日、登録認証機関（一般社団法人日本基金）により、「ノウフクJAS」第1号として4事業者が認証され、その後、令和2（2020）年3月までに10事業者が認証されました。



ノウフクJAS認証第1号



ノウフクJASマーク

事業者名	府県市町名	事業内容
株式会社 ウィズファーム	長野県松川町	りんごやりんごジュース等の生産加工
株式会社ひだまり	長野県松川町	りんごやりんごジュース等の生産加工
山城就労支援事業所「さんさん山城」	京都府京田辺市	お茶やえび芋等の生産加工
特定非営利活動法人すまいる	愛知県春日井市	なすやオクラ等の生産
株式会社いづみエコロジーファーム	大阪府和泉市	こまつなやきゅうり等の生産
株式会社サニーリーフ	滋賀県彦根市	ねぎやレタス等の生産
株式会社 CoCoRo ファーム	宮崎県西都市	ズッキーニやミニトマト等の生産
はーとふる川内株式会社	徳島県阿波市	トマトの生産
株式会社アグリーンハート	青森県黒石市	水稻、にんにく等の生産
社会福祉法人パステル多機能型事業所 CSVおとめ	栃木県小山市	桑茶や桑うどんの加工

出典：令和元年度 食料・農業・農村白書（令和2年6月16日公表）

第5節 生活環境の整備

第1 公共空間等の整備

- ・ 市有施設は、すべての人にやさしいまちづくりを念頭にして、出入り口のスロープによる段差解消、自動ドアなどの整備を進めていますが、民間の特定建築物についても、周知徹底を継続する必要があります。また、道路の新設・改築時についても、幅の広い歩道や段差解消・勾配改善、視覚障がい者誘導用ブロックなどの整備を計画的に進めています。
- ・ 公園については、災害時等における避難場所としての機能が求められており、高齢者や障がい者等の利用や避難などを配慮し、バリアフリー化を進めています。
- ・ 福祉サービスにおいても、障がい者の外出を支援するメニューを設けていますが、障がい者が気軽にまちへ出かけるには、利用しやすい公共交通などの整備が必要です。

①バリアフリー新法と青森県福祉のまちづくり条例、やさしい街「ひろさき」づくり計画等に基づいた道路、建築物、公園等の整備

バリアフリー新法及び青森県福祉のまちづくり条例、やさしい街「ひろさき」づくり計画等に基づき、障がいのある人はもちろん、障がいのない人にとっても利用しやすい生活基盤の整備を推進します。

②外出支援事業

障がい者の外出を支援するため、移動支援事業や福祉有償運送など外出に関する福祉サービスを引き続き行います。

- 移動支援事業
- 福祉有償運送
- 行動援護
- 同行援護
- タクシー等移動支援事業

第2 防犯・防災対策の充実

- ・ 障がい者も含め、市民の不安を解消し、安全で安心して暮らせる生活環境の整備が必要です。
- ・ 障がい者に対する防災知識などの普及・啓発に加え、いざ災害が発生した時、速やかに救援に入るには、障がい者をはじめ、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人などの特に防災上の配慮を要するもの（要配慮者）の避難を支援する体制の整備が必要です。これには地域における障がい者の状況の把握や避難誘導のあり方など、行政と地域が連携した支援体制づくりを進める必要があります。

①防犯活動の実施及び支援

犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯に向けた活動を実施します。

○青色回転灯防犯車両パトロール事業

②防災知識等普及・啓発活動及び要配慮者避難支援体制の整備

災害時の安全確保に関する知識の普及を図るとともに、行政と自主防災組織などの地域と、障がい者とが一体となって要配慮者などの避難支援体制の整備を進めます。

○避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成

③緊急時における情報提供・通信体制の整備

緊急時の通報及び災害時等における情報伝達の円滑化を図るため、緊急通報システムなどの貸与のほか、レアラートやファクシミリを活用した迅速な災害情報などの提供を図ります。

④福祉避難所等の充実

災害時の障がい者の安全確保や一時的なケア（心のケアを含む。）を目的として設置する福祉避難所は、令和5年3月末現在、48法人92施設となっています。

災害時に地域の避難所に避難した際に不安を感じている障がい者の不安を解消するためにも、福祉避難所の充実に努め、併せて、現在ある福祉避難所で不足する部分を補うために要配慮者の福祉避難室を設置するなど、障がい者が安心して避難できる体制の整備に努めます。

第6節 啓発・広報の充実

第1 啓発・広報活動の推進

- ・ 社会における障がい者への正しい理解の定着を図るため、障害者週間や障害者雇用月間の機会をとらえて、広報において啓発を図っています。さらに、障害者週間に合わせ、啓発事業を実施していきます。
- ・ 障がい者が地域で暮らしていくためには、市民の障がい者に対する正しい理解やサポートも大切ですが、制度としてのさまざまな福祉サービスをはじめ、生活に関わる情報の確保が必要です。
- ・ 平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成28年4月から施行されました。この法律では、障がいのある人とない人が平等の機会を得られるよう、差別の解消に向けて、禁止事項や問題解決の仕組みを定めており、この差別の解消と合理的配慮等についての啓発を促進します。

①障がいへの理解促進

共生社会の意識を醸成し、すべての人が地域で安心して暮らせるようにするため、障がい理解の促進を図ります。

- ヘルプマーク啓発事業
- 小中学校出前講座

②障害者週間等の啓発事業

障がい者について正しい理解を促すため、障害者週間などの機会を利用し、広報を通じてPRし、併せて啓発事業の充実を図ります。

- 障がい者絵画展
- 障害者雇用支援月間ポスターの掲示
- 総合福祉作品展

③障害年金等の所得保障制度のPR

障害年金等各種の所得保障制度及び「心身障害者扶養共済制度」（県事業）の周知を強化します。

④障害者差別解消法及び差別解消相談窓口の普及啓発、窓口における相談者への対応について、県及び関係団体との連携強化

障がいを理由とする差別に関する相談等に対応するため、市の障がい者差別解消相談窓口において相談者に対して必要な助言や情報提供を行います。

また、事業者に対し合理的配慮の提供が義務化されており、障がいを理由とする差別を防止するため、国や県、関係団体と連携を図り、障害者差別解消法及び障がい者差別解消相談窓口の普及啓発に努めます。

○スマートフォン向けアプリの導入

第2 ボランティアの人材確保と活動への参加促進

- ・ 障がい者に対する理解不足などを解消するため、ボランティア活動を通して、障がい者と関わる機会を設けて、障がい及び障がい者への理解促進を図っていきます。

①交流促進事業、ボランティア養成事業及びボランティア活動推進校事業

誰もが気軽に参加できる交流事業や、関係団体と連携したボランティア養成事業や各種講座事業、各地区における障がい者等の生活支援事業、ボランティア活動推進校事業の充実を図ります。

- 愛の広場レクリエーションの集い
- 津軽地区身体障害者スポーツ大会
- 児童・生徒の福祉体験学習
- ボランティア活動推進校事業

②ボランティア活動の活性化

ひろさきボランティアセンターを拠点として、弘前市社会福祉協議会と連携しながらボランティア活動の活性化を図ります。

- ひろさきボランティアセンター運営事業

第3 障がい者の差別の解消及び権利擁護支援の推進

- ・ 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成し、同法の適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組んでいます。
- ・ 障がい者が社会参加や、各種障害福祉サービス等を利用する時には、意思決定等において本人の権利が尊重されなければなりません。日常生活においても、障がい者の権利擁護支援を推進し、安心して社会参加ができる環境づくりを進め、障害福祉サービス等に関する苦情相談体制を整える必要があります。
- ・ 判断能力が不十分な人に対しては、障がい者の権利擁護を支援する成年後見制度などの周知と利用促進を図ります。

①差別の解消と合理的配慮

平成28年3月に策定した市職員対応要領を活用した職員研修を平成28年度から継続実施し、さらに平成30年度からは民間企業に向けた障がいの特性、必要な配慮などの研修を実施するなど、障がいを理由とする差別の解消の推進及

び必要かつ合理的な配慮がなされるよう、今後も継続して取り組みます。

②成年後見制度

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等を法的に支援する「成年後見制度」の利用促進のため、制度の周知を図ります。

併せて、成年後見人等の需要の増大に対応するため、弘前圏域8市町村により共同で取り組む弘前圏域権利擁護支援事業において市民後見人の育成を進めます。

③日常生活自立支援事業

- ・ 福祉サービスの利用における相談、申込み等の契約の同行・代行、福祉サービスの苦情を解決するための手続や日常的金銭管理の支援、書類等の預かりなどで、障がい者の地域生活をサポートする「日常生活自立支援事業」の利用促進を支援します。

④人権擁護委員による市民相談事業及びふれあい相談所等

障がい者の人権を尊重する市民の意識啓発に努めるとともに、人権擁護委員や身体・知的障がい者相談員などによる相談事業を支援します。

⑤障害者虐待防止センターを核とした体制づくり

平成24年10月に設置した、障がい者虐待対応の窓口となる「障害者虐待防止センター」を核とし、関係機関等と緊密に連携した体制を構築し、障がい者に対する虐待に関する早期相談、防止に努めます。

第4 情報バリアフリー化と多様なコミュニケーション手段の確保の推進

- ・ 障がい者の情報力向上を図るための施策を進め、多様なコミュニケーション手段の確保等を推進する必要があります。
- ・ 障がいのあるなしや障がいの程度に関わらず、すべての方に情報が行き届くよう、字幕や点字広報の制作や、点字図書や録音図書等の普及、インターネットの利活用などアクセシビリティ¹の拡大に配慮するとともに、これらのサービスについて広く周知していく必要があります。

①パソコン教室

障がい者の社会参加の促進を図るために、障がい者向けに情報通信技術に関する基礎的技能講習を開催するなどして、障がい者がパソコン等の情報通信技術（ICT）を活用し、地域で暮らしていくために必要な情報を取得できるようにします。

また、市のホームページ・ラジオ等を活用して、情報バリアフリー化を推進します。

②情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

障がい者があらゆる分野の活動に参加する機会において、情報の十分な取得利用と円滑なコミュニケーションを図ることができるようにするために、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、多様なコミュニケーション手段の確保及び理解促進と、障がい者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点で取得することができる環境の整備を推進します。

- 点訳・朗読・手話奉仕員等の養成
- 点字図書や録音図書の普及
- 市の広報や情報誌、通知物等に係わる点字化・音声コード化
(点字版等選挙のお知らせの作成・送付、点字版ごみ収集冊子の発行等)
- 意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者の派遣)
- 市窓口への手話通訳員設置
- 電話リレーサービスの制度周知と利用促進の充実

③視覚障がい者の読書環境の整備(点字図書等)

読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)を踏まえ、点字図書、CD等の録音図書を図書館で貸出すなど、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

¹ アクセシビリティ：高齢者・障がい者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるか、あるいはその度合いを示す言葉。

第5 「弘前市手話言語条例」の施策の推進

- ・ ろう者が手話を使って安心して暮らすことができるよう、手話が言語であることにについて、市民の理解を促進するとともに、手話を取得する機会を確保するための取組を推進します。

①手話の取得を目指すすべての方が手話を取得することができるよう、手話の習得機会の提供に取り組みます。

②手話についての市民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実に取り組みます。

第7節 スポーツ・文化芸術活動への参加促進

第1 スポーツ活動の充実

- 障がい者のスポーツ活動を充実させるため、施設的な面から利用料、機会の創出など環境整備を継続します。

①市立体育施設のバリアフリー化の推進と一部無料化の継続

障がい者が、身近な体育施設で気軽にスポーツが楽しめるように、施設のバリアフリー化について、引き続き施設の大規模改修とあわせて実施を検討します。また、障がい者が市内体育施設を共用で使用する際、一部の施設において使用料の無料化を継続します。

なお、無料で利用される際には、各種障害者手帳の提示が必要となります。

②スポーツ指導員及びボランティアの育成の継続

障がいの特性に応じて適切に指導ができるよう障がい者スポーツの指導員の育成や、障がい者スポーツへのボランティア活動を引き続き支援します。

③2026全国障害者スポーツ大会（青森県開催）を見据えた『障がい者のスポーツ活動への理解、普及・啓発、発展』

障がい者を支援する団体やスポーツ団体等が実施するスポーツ大会やスポーツ教室、アスリート講演会等の開催に要する経費を助成し、障がい者が気軽にスポーツに親しむための環境整備や競技力向上、健康増進のため、また、2026年に青森県で開催される全国障害者スポーツ大会を見据え、障がい者のスポーツ活動への理解、普及・啓発、発展に努めます。

④各種障がい者スポーツ大会への支援

障がい者スポーツの振興を図るため、障がい者対象のスポーツ大会を引き続き支援します。

- 津軽地区身体障害者スポーツ大会
- 青森県障害者スポーツ大会
- 全国障害者スポーツ大会

第2 レクリエーション、文化芸術活動への参加促進

- ・ 障がい者の文化活動の発表、展示会等を開催し、広く市民が文化活動に親しめる機会を提供するなど、障がい者の創作意欲や障がい者が気兼ねなく文化活動に参加できる機会の拡充を図ります。
- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

①交流促進事業

毎年多くの市民がボランティアとして参加・協力し、さまざまな活動に取り組んでいます。

○愛の広場レクリエーション ○津軽地区身体障害者スポーツ大会

②障害者週間等の啓発事業

障がい者が参加しやすいレクリエーションや文化活動を支援し、発表の機会の充実を図ります。

○障がい者絵画展 ○障害者雇用支援月間ポスターの掲示 ○総合福祉作品展

③市立社会教育施設等における観覧料等無料化の継続

障がい者がレクリエーションや文化芸術活動等に参加しやすいよう、市の社会教育施設等のうち、一部の施設の観覧料等の無料化を継続します。なお、無料で利用される際には、各種障害者手帳の提示が必要となります。

④障がい者の文化芸術活動の促進

障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第3章 施策・事業集

※ 令和6年度予算等が関係するため、この部分について
は意見聴取を行わないものとします。

第4章 各年度における 障害福祉サービス等の必要量の見込

<第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画>

第1節 実施する事業の内容

I 指定障害福祉サービス(27事業)

サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 自宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行う。ホームヘルプサービスと呼ばれている。 ※身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助
	重度訪問介護 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、常に介護を必要とする者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動の介護などを総合的に行う。
	同行援護 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに援護などの便宜を供与する。
	行動援護 知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)により行動が困難で常時介護を要する障がい者に対し、行動の際に生じる危険を回避するための援護や、外出時の移動の介護などのサービスを行う。
	重度障害者包括支援 常時介護を必要とする障がい者について、介護の必要性がとても高い場合、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う。
日中活動系サービス	生活介護 常時介護を必要とする障がい者に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する。
	自立訓練 (機能訓練) 障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 ※対象:身体障がい者
	自立訓練 (生活訓練) 障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 ※対象:知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者等を含む。)
	自立訓練 (宿泊型) 障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のために必要な訓練を行う。 ※対象:知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者等を含む。)
	就労移行支援 一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行う。

サービス名	サービス内容
日中活動系サービス	就労定着支援 一般就労へ移行した障がい者等について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業や自宅などへの訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う。
	就労継続支援(A型) 一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行う。 ※対象：就労移行支援で一般企業等の雇用に至らなかった者、盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが雇用に至らなかった者など
	就労継続支援(B型) 一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行う。 ※対象：就労経験のある者で、年齢や体力の面で雇用が困難となった者、就労移行支援を利用したが一般企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった者など
	療養介護 医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の世話などを行う。
	短期入所 介護者が病気などにより介護できない場合、障がい者を障害者支援施設などに短期間入所させ、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム) 地域で共同生活を営む障がい者に対し、当該住居において相談や日常生活上の援助を行う。
	自立生活援助 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。
	施設入所支援 施設に入所する障がい者に対し、夜間において入浴、排せつ、食事などの介護を行う。
相談支援	計画相談支援 サービス等利用計画書・障害児支援利用計画書の作成をするとともにサービス等の利用状況の検証を行い医療機関や行政機関等との連携を図りながら見直しを行う。
	地域相談支援 (地域移行支援) 地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援などとともに障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与する。
	地域相談支援 (地域定着支援) 地域生活への定着のための24時間の相談支援体制などとともに障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与する。

サービス名	サービス内容
障 害 児 通 所 支 援 等	児童発達支援 障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。
	医療型 児童発達支援 障がい児に対し、治療及び日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。
	放課後等 デイサービス 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。
	保育所等訪問支援 障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
	居宅訪問型 児童発達支援 外出することが著しく困難で障害児通所支援を利用하기 어려운 장애가인아동을 대상으로 집을 방문하여 발달지원을 제공하는 서비스이다.
	障害児相談支援 サービス等利用計画書・障害児支援利用計画書の作成とともにサービス等の利用状況の検証を行い医療機関や行政機関等との連携を図りながら見直しを行う。

2 地域生活支援事業(16事業)

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る。
相談支援事業	基幹相談 支援センター等 機能強化事業 特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る。
	住宅入居等 支援事業 賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う。
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用するこ とが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に 対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい 者の権利擁護を図ることを目的とする。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる 法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も 含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護 を図ることを目的とする。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方 法により、障がい者とその他の者との意思疎通を仲介する通訳者 等の派遣を行う。
日常生活用具給付等 事業	障がい者に対し、自立生活支援用具を給付などすることにより日 常生活の便宜を図る。
手話奉仕員養成研修 事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術 を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい 者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう することを目的とする。

サービス名	サービス内容
移動支援事業	地域での自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動に困難がある障がい者について、外出のための支援を行う。
地域活動支援センター 機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するとともに、地域ボランティアの育成や機能訓練等の事業を行う。
日常生活支援事業	福祉ホーム事業 現に住居を求めている障がい者に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。
	訪問入浴 身体障がい者に対し、自宅を訪問して入浴サービスを提供する。
	サービス事業
	生活訓練等 (生活支援事業) 障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質の向上を図り、社会復帰を促進させる。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図る。
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進する。

3 地域生活支援促進事業(1事業)

サービス名	サービス内容
(特別促進事業) 子どもの発達サポート事業	療育相談を行う専門職員を配置し、就学前までの発達が気になる段階の子どもやその家族への療育相談、発達過程に応じた親子遊びや運動をしながら言葉の基礎を学んだり、社会性を伸ばすなど主に療育機能の充実を図り、発達障がい児等の福祉の向上を図る。

4 児童虐待防止対策等総合支援事業(2事業)

サービス名	サービス内容
巡回支援専門員整備事業	保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、発達が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図る。
医療的ケア児等総合支援事業	人工呼吸器を装着している児童そのたの日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障がい児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

第2節 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込

(1) 訪問系サービス

(上段:利用者数、下段:延べ利用時間数(1か月あたり))

サービス名	令和4年度 (基準値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護等	400人	387人	391人	387人	391人
	5,942時間	5,694時間	5,841時間	5,897時間	6,044時間

(2) 日中活動系サービス

(上段:利用者数、下段:延べ利用日数(1か月あたり))

サービス名	令和4年度 (基準値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	535人	537人	547人	554人	565人
	10,640日	10,899日	11,089日	11,222日	11,431日
自立訓練 (機能訓練)	1人	1人	2人	3人	4人
	8日	7日	15日	23日	31日
自立訓練 (生活訓練)	20人	19人	19人	20人	22人
	333日	276日	276日	292日	324日
就労移行支援	46人	59人	63人	73人	79人
	721日	976日	1,036日	1,186日	1,276日
就労継続支援 A型	206人	210人	210人	213人	214人
	4,104日	4,329日	4,329日	4,386日	4,405日
就労継続支援 B型	444人	441人	482人	495人	528人
	8,054日	8,171日	8,909日	9,143日	9,737日
就労定着支援	0人	0人	25人	34人	54人
	-	-	-	-	-
療養介護	17人	19人	18人	19人	19人
	527日	559日	528日	559日	559日
短期入所 (福祉型)	39人	33人	40人	41人	48人
	527日	528日	619日	632日	723日
短期入所 (医療型)	0人	1人	2人	3人	4人
	0日	10日	20日	30日	40日

(3) 居住系サービス(1か月あたり)

サービス名	令和4年度 (基準値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0人	0人	2人	5人	10人
共同生活援助	260人	274人	291人	309人	329人
施設入所支援	245人	235人	234人	233人	232人

(4) 相談支援(1か月あたり)

サービス名	令和4年度 (基準値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	258人	280人	320人	348人	384人
地域移行支援	0人	2人	5人	12人	21人
地域定着支援	26人	20人	28人	29人	37人

(5) 障害児通所支援等

(上段:利用者数、下段:延べ利用日数(1か月あたり))

サービス名	令和4年度 (基準値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	141人	146人	174人	189人	215人
	1,867日	1,935日	2,299日	2,494日	2,832日
医療型 児童発達支援	1人	2人	3人	4人	5人
	2日	2日	15日	28日	41日
放課後等 デイサービス	402人	423人	472人	505人	551人
	6,170日	6,566日	7,301日	7,796日	8,486日
保育所等 訪問支援	4人	3人	7人	10人	16人
	5日	3日	7日	10日	16日
居宅訪問型 児童発達支援	0人	0人	2人	2人	2人
	0日	0日	10日	10日	10日
障害児相談支援	82人	89人	97人	110人	119人

(6) 地域生活支援事業

(上段:実施見込み箇所数、下段:実利用見込み者数)

サービス名		令和4年度 (基準値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	無	無	無	無	無	無
相談支援事業	障害者相談支援事業	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
	基幹相談支援センター	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	11人	13人	15人	17人	19人	
成年後見制度 法人後見支援事業	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
	0人	0人	0人	0人	0人	
支援意思疎通事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者 24人	実利用者 24人	実利用者 24人	実利用者 24人	実利用者 24人
	手話通訳者設置事業	設置 2人	設置 2人	設置 2人	設置 2人	設置 2人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	3件	3件	3件	3件	3件
	自立生活支援用具	17件	17件	17件	17件	17件
	在宅療養等支援用具	91件	91件	91件	91件	91件
	情報・意思疎通支援用具	35件	35件	35件	35件	35件
	排泄管理支援用具	4,993 件	4,993 件	4,993 件	4,993 件	4,993 件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件	1件	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業	24人	24人	24人	24人	24人	24人
移動支援事業	187人	187人	187人	187人	187人	
	15,252時間	15,252時間	15,252時間	15,252時間	15,252時間	
地域活動支援センター ※カッコ内は関連市町村	4箇所(2箇所)	4箇所(2箇所)	4箇所(2箇所)	4箇所(2箇所)	4箇所(2箇所)	
	235人(10人)	235人(10人)	235人(10人)	235人(10人)	235人(10人)	
子どもサポート事業	外来療育	651件	651件	651件	651件	651件
	出張療育	219件	219件	219件	219件	219件
	障害児通所施設等支援	9件	9件	9件	9件	9件

(7) 児童虐待防止対策等総合支援事業

サービス名		令和4年度 (基準値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
整備事業 巡回支援	施設訪問	153件	153件	153件	153件	153件
	保護者相談支援	19件	19件	19件	19件	19件
医療的ケア児総合支援事業	有	有	有	有	有	有

參 考 資 料

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)
(抜粋)

平成17年11月7日号外法律第123号

(協議会の設置)

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

○弘前市附属機関設置条例

平成26年3月20日弘前市条例第2号

(設置)

第2条 市に附属機関を設置し、その名称、担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから市長(教育委員会に設置する附属機関にあっては教育委員会。農業委員会に設置する附属機関にあっては農業委員会)が委嘱又は任命する。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

I 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	定数	任期
弘前市地域自立支援協議会	(1) 困難事例への対応のあり方に関すること。 (2) 相談支援事業の運営に関すること。 (3) 地域の関係機関による連携体制の構築等に関すること。 (4) その他障害福祉に関すること。	(1) 相談支援事業者 (2) 障害福祉サービス事業者 (3) 保健・医療関係者 (4) 教育関係者 (5) 企業関係者 (6) 高齢者介護関係者 (7) 障害者団体関係者 (8) 権利擁護関係者 (9) 学識経験のある者 (10) 関係行政機関の職員 (11) その他市長が必要と認める者	22人以内	2年

○弘前市地域自立支援協議会運営規則

平成26年3月20日弘前市規則第17号
改正 平成27年7月6日弘前市規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市附屬機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、弘前市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 協議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時の委員若干人を置くことができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

5 協議会の会議は、公開しない。ただし、協議会が認めるときは、公開することができる。

(部会)

第5条 条例別表Ⅰ市長の附屬機関の表弘前市地域自立支援協議会の項に定める担任する事務について審査、審議又は調査等を行うために、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、協議会の委員の中から委員長が指名する。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- | この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に協議会の会長及び会長があらかじめ指名する委員の職にある者は、それぞれこの規則の施行の日に、第3条第1項に定める協議会の会長及び同条第3項に定める会長があらかじめ指名する委員として定められたものとみなす。
(最初の会議の招集)
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会の会議は、市長が招集する。

附 則(平成27年7月6日弘前市規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日弘前市規則第10号抄)

(施行期日)

- | この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

弘前市地域自立支援協議会委員名簿
(任期:令和4年8月23日～令和6年8月22日)

No.	区分	所属	役職	ふりがな 氏名	専門部会
1	第1号委員 相談支援事業者	地域生活支援センターぴあす	所長	いよいぎ あきこ 五代儀 明子	○地域移行 ・相談
2		弘前市障害者生活支援センター	所長	みうら ちあき 三浦 千秋	○相談
3	第2号委員 障害福祉 サービス事業者	津軽障害者就業・生活支援センター	所長	むらかみ たけふみ 村上 武史	○就労
4		特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	代表理事	おおた まこと 太田 真	○こども
5		特定非営利活動法人 銀河	理事長	きくち けんや 菊池 健弥	○医ケア ・こども
6		社会福祉法人 藤聖母園 児童発達支援センター弘前大清水学園	園長	みうら むちみ 三浦 瞳智美	こども ・医ケア
7	第3号委員 保健・医療関係者	一般社団法人弘前市医師会	理事	すとう たけゆき 須藤 武行	地域移行
8		弘前大学医学部附属病院 周産母子センター	助手	やまもと たつや 山本 達也	医ケア
9	第4号委員 教育関係者	弘前地区小学校校長会 弘前市立大成小学校	校長	やまだ つかさ 山田 司	こども
10		青森県立弘前第二養護学校	校長	いしど や こうえい 石戸谷 恒銳	こども ・医ケア
11	第5号委員 企業関係者	弘果弘前中央青果株式会社	常務取締役	おおなか みのる 大中 実	就労
12		株式会社弘前ドライクリーニング工場	取締役社長	くぼ えいいちろう 久保 栄一郎	就労
13	第6号委員 高齢者介護関係者	青森県地域包括・ 在宅介護支援センター協議会	理事	とき こういちろう 土岐 浩一郎	地域移行
14	第7号委員 障害者団体関 係者	弘前市身体障害者福祉連合会	会長	もりやま ただし 森山 正	
15		弘前地区心身障害児者父母の会連合会	副会長	おおたか よしあき 大高 義昭	こども
16		弘前地区精神障害者家族会いづみの会	副会長	あいづ しげこ 會津 茂子	地域移行
17	第8号委員 権利擁護関係者	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	岩木支部長兼身体障 害者福祉センター所長	こばやし まさや 小林 雅也	
18		弘前人権擁護委員協議会 弘前・西目屋地区部会	会長	ささもり ともひこ 笹森 智彦	
19	第9号委員 学識経験のある者	学校法人弘前学院 弘前学院大学社会福祉学部	講師	まるやま りゆうた 丸山 龍太	
20	第10号委員 関係行政機関の職員	弘前公共職業安定所	所長	みうら まさみつ 三浦 政光	就労
21		中南地域県民局地域健康福祉部 保健総室健康増進課	課長	あおき のりこ 青木 範子	地域移行 ・医ケア

○は専門部会の部会長

弘前市障がい者・障がい児施策推進計画

令和3年度－令和8年度

(弘前市障がい者計画)

(弘前市障がい福祉計画第7期計画)

(弘前市障がい児福祉計画第3期計画)

発行：令和〇年〇月 弘前市（福祉部障がい福祉課）

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

TEL 0172-40-7122/FAX 0172-32-1166

E-mail shougaifukushi@city.hirosaki.lg.jp